

最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事録(第4回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

1. 日時

平成14年11月22日(金)13:30～17:35

2. 場所

最高裁判所大会議室

3. 出席者

(委員)青木昌彦,磯村保,遠藤光男[委員長],北野聖造,曾我部東子,竹崎博允,
龍岡資晃,戸松秀典,中田昭孝,長谷川真理子,長谷川裕子,土方健男,堀越みき
子,堀野紀,松尾邦弘,宮崎礼壹,宮廻美明,宮本康昭(敬称略)

(幹事)一木剛太郎,金井康雄,小池裕,寺田逸郎,中山隆夫,野山宏,明賀英樹,
山崎敏充

4. 議題

(1)準備会の報告

(2)協議

(3)今後の予定等について

5. 配布資料

(資料)

12. 下級裁判所裁判官指名諮問委員会(仮称)要綱案

13. 委員会と下部組織の関係(イメージ)

(委員提出資料)

「下級裁判所裁判官指名諮問委員会(仮称)要綱案に関する意見」(宮本委員提出)

議事

【遠藤委員長】それでは、定刻でございますので、第4回の委員会を開催させていただきたいと思います。

議事に入ります前に、委員の交代についてご紹介をさせていただきたいと思います。事務総長の異動に関連するわけですが、堀籠委員から竹崎委員に交代されました。なお、本日は鶴岡委員と前田委員のお二方がご欠席でございますが、定足数の3分の1を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、準備会の打合せ結果からご報告をお願いしたいと思いますが、本日は、前田委員がご欠席でございますので、小池幹事からご報告ください。

【小池幹事】それでは、準備会の打合せ結果につきましてご報告申し上げます。

前回までのご議論を踏まえまして、11月8日に前田委員、それから一木、金井、明賀幹事と私の5人で会合を持ちました。また、11月13日には、このメンバーに加えまして遠藤委員長にもご参加いただきまして、会合を持った次第です。これらの結果を踏まえて作成いたしましたのがお手元の資料12でございます。この要綱案につきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、要綱案の全体の概要を申し上げます。

ゴシックの部分は今後条文化を予定しているものでございまして、前回までの議論で取りまとめられた部分や準備会がたたき台として作成した分でございます。もちろん今後条文化するに当たりましては、法制的、技術的観点から、その表現ぶりについてはさらに検討する必要があるということでございます。そういうものとしてごらんください。

それから、白い星印がございまして、これはなお検討が必要な論点でございます。前回の議論を踏まえて、両論を併記するなどしてございます。本日はこの点をご議論いただきたいと存じます。

それから、注の部分がございまして、これはゴシックの部分の説明や今後の運用をにらんで取りまとめられた部分、その他重要な留意事項等を記載してあります。

それでは、内容について申し上げます。

まず、1の設置でございますが、ここで問題になりますのは名前の点でございまして、仮称として「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」というふうにしてみました。

所掌事務等につきましては、ごらんいただいたとおりでございますが、若干補足しますと、2.)におきまして委員会への諮問に付したものに係る情報の収集も確認的に所掌事務ということで記載してみました。また、前回までの議論で結論だけでなく、「理由を付することができる」と取りまとめられてございますが、法制的に見ますと「意見」には理由を含むと考えられますので、要綱案では「意見」としてございます。その趣旨は注に記載してございます。

簡易裁判所判事につきましては、諮問の対象に含めないという取りまとめがされておりますが、なお簡易裁判所判事選考委員会の改革を図るべきであるというご指摘につきましては、その旨を注に記載しました。

高等裁判所長官につきましては、諮問の対象に含めるか否かについて意見が分かれたので、ここにA案からC案という形で併記してあります。

(2)の記載でございますが、これは最高裁は任官希望者全員を諮問するというのをこの末尾に「しなければならない」という表現で明記してあります。ただし、判事補等が短期間裁判官の身分を離れていた場合については、諮問を要しないということは前回までのご議論でほぼ異論がないと思われるため、この点もゴシックで記載してあり

ます。

問題となりますのは、短期間というのはどのくらいの年数かなどという具体的な要件ですが、これについては委員会が定める形でゴシックで記載してございます。

もう少し細かい点になりますが、高裁長官の指名の適否を諮問の対象に含めるかどうかという点にも関連しますが、この「短期など」の「など」という記載で、ここは高裁長官を含める場合と、「短期であるため」ということとして、ここでは高裁長官の場合を含めないというその書きぶりについては、注のところで記載してございます。

所掌事務に関連する事項、2ページの下の方でございまして、最高裁が指名するか否かを決定したときは結果を委員会に通知すること、また最高裁と委員会の結論が異なった場合にはその理由も通知するものということを明記してございます。

また、3.)のところでは結論が違った場合だけでなく、その他最高裁が必要と認めたときには、委員会の参考にしていただくため、理由を通知するものとしてはどうかということで記載してあります。

次に、4の組織でございまして、委員数につきましては、前回の取りまとめで10人前後ということになりましたが、意見に若干幅がございました。議論のたたき台として、星印で9人または11人という案をお示した次第です。

なお、前回までの議論で小委員会等を設けるべきであるのご意見も出されましたので、その点はここに論点として掲げてあります。

委員の任命のところにつきましては、前回の取りまとめに従いまして、委員は法曹三者と学識経験者のうちから最高裁が任命するというふうに記載しました。

この委員構成比率をどうするかということにつきましては、準備会としましては委員数が9人のときには5対4、11人のときには5対6という案をたたき台としてお示し、本日の議論の参考にしていただきたいと考えた次第でございまして。

学識経験者の範囲としてどのようなものを想定するかについても本日ご議論いただきたいと思います。

次に、6から8、任期、委員長、議事という技術的な点につきましては、準備会に原案の作成がゆだねられましたので、作成したものでございます。これらの規定は各種の委員会等の規定に一般的に見られる形になっております。

委員会の権限につきましても、前回までのご議論に基づいて権限付与に関する規定を書いております。星印の規定ぶりについてはなお検討するという趣旨でございますが、この記載では「必要」という言葉が2回あらわれるなど、表現が限定的過ぎるというようなご意見もありましたので、ここになお検討するという注記をした次第でございます。

下部組織につきましては、地域委員会(仮称)の説明というところを掲げてございます。名称は地域委員会というものを考えてみましたが、なおご議論をいただければと存じます。地域委員会は高裁所在地に置くものとしてございます。

それから、11の所掌事務等でございますが、地域委員会の所掌事務が指名候補者に関する情報を収集し、取りまとめて、その内容を委員会に報告することを明らかにしてあります。また、報告に当たって必要な意見を付することができることも明らかにしています。いずれも前回までの取りまとめに沿ったものでございます。2つの星印につきましては、本日もご議論いただきたい、いわば所掌事務の関連事項でございます。それから、組織につきましては、前回の取りまとめを受けて委員数は5人としてあります。ただ、委員数につきましては、この地域委員会の所掌事務、あるいは高裁管内の裁判官数との関係によって異なってくることも考えられますので、ここに星印で掲げた次第です。

地域委員会の委員の構成でございますが、前回の取りまとめに従いまして、中央の委員会と同じく法曹三者及び学識経験者としております。ただ、地域委員会は地域に密着した情報を収集するものでありますので、地域委員会が置かれる高裁管内区域内に住んでおり、また執務しているということが望ましいと考えられますので、規定ぶりについてはこういった点を検討する必要があると思います。学識経験者の範囲等につきましては、委員会と同じ問題がございます。

14ないし16につきましては、中央委員会と同じものでございます。

17も同様でございます。

18の庶務という点でございますが、前回の取りまとめに従いまして、庶務は中央の委員会については最高裁事務総局が、地域委員会については高裁事務局がそれぞれ処理することとしてみました。ただ、担当者は他の部署と兼任することがあるとして

も、独自の事務局を設けるべきであるという意見も出されてございますので、本日も議論いただきたいと思います。

19はその他委員会の運営、あるいは地域委員会の運営に関する必要な事項に関するものでございまして、これも当委員会等によくある規定に従って定めたものでございます。

以上でございます。

【遠藤委員長】次に、11月12日の司法制度改革推進本部の法曹制度検討会において、最高裁判所の方から今までの当委員会の協議状況について説明をされたとのことでございますので、その結果をご紹介します。

【小池幹事】11月12日の法曹制度検討会におきまして、お手元に配付しましたグレーのファイルの検討資料に基づきまして、この委員会で前回までに確認された事項について説明申し上げました。

この説明に対しまして、検討会で意見交換がされましたが、これは推進本部事務局作成の資料のとおり、ご了解いただいた次第です。

ご参考までに検討会の議事概要も資料として用意いたしました。ご参考にしていただければ幸いです。

以上でございます。

【遠藤委員長】小池幹事からのご説明、ご報告について、何かご質問がございでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、資料12の要綱案についてご協議をお願いしたいと思います。

まず、第1番目の設置についてであります。ここではまず委員会を設置するということ自体については、従前のご審議で異義なく了承されているところですが、問題はその名称でございます。要綱案の取りまとめでは「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」ということでどうであろうかと提案されております。まずこの点についてのご意見を承りたいと思います。

いろいろな考え方があり得ると思いますが、最高裁判所に下級裁判所の指名権が認められており、その指名権行使につき国民の意思を反映させるということでこの委員

会が立ち上げられるわけですので、私は個人的には「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」でよろしいのかなと思っているのですが、ご賛同いただけますでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、名称については要綱案どおりということで確定をさせていただきたいと思います。

2番目は所掌事務でございますが、ここでは、まず指名の適否その他指名に関する事項を審議する、2番目は当たり前のことかも知れませんが、その前提として候補者に関する情報を収集する、3番目は審議の結果に基づいて最高裁判所に意見を述べると、こういう3つが挙げられております。先ほど申し上げましたように、2番目の情報収集については、これもいろいろご意見があろうかと思いますが、当然のことであるにせよ確認的に所掌事務に掲げておいた方がよからうということでここにさせていただいたわけですが、まずこの3つについて何か特にご異論がございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

この3つについては、恐らくご異論がないと思いますが、ここで改めて確認させていただきたいと思います。

次なる問題は、前回までの議論で若干まだ確定を見ていなかった点でございます。それは高裁長官への指名の適否を諮問の対象とするかどうか、この要綱案では、これを諮問の対象に含めないとするA案、諮問の対象とするが、委員会が必要ないものとして定める場合はこの限りでないとするB案、それから、これはあくまでも諮問の対象とすべきであるとするC案、こういう案が示されておりますが、この点についてご意見をさらに承りたいと思います。いかがでございましょうか。

【堀野委員】B案で委員会が必要ないものとして定める場合というのは、個々の場合について定めるのか、あるいは一般的基準、ガイドラインを示すという趣旨なのか、どちらでしょうか。

【小池幹事】前回までのご議論ですと、いわば裁判官として何回か任命の適否について判断された人は対象にしなくていいんじゃないかと。それから、現在のところそういうことは余りないんですけども、例えば弁護士の方から高裁長官に応募をされるというような場合は裁判官としての適否というところについての判断がないので、そういうものは対象にしてはどうかと、こういうことを念頭に置いて、そういうカテゴリーで考

えていくということになると思うんですが、それを前提としたものということでご議論いただければと思います。

【堀野委員】その上で私はB案でいいんじゃないかというふうに思います。

【中田委員】私はA案の意見です。この委員会が発足する目的の一番重要なことは基本的に国民の権利義務を最終的に確定する裁判権を行使する者にふさわしいかどうかを判断することであり、そういうことが重要だからこの指名諮問委員会ができるのだと思います。高裁長官というのは既に何回か判事としての適格性を委員会で審議されているわけです。高裁長官の仕事というのは司法行政事務がほとんどで、あと高裁の裁判官会議の議長になることです。それから見ても高裁長官も含めなければいけないという意見は形式論に過ぎるのではないかという感じがします。

弁護士から高裁長官になりたいんだという場合には、判事になっておりませんので、判事としての適格の審査の必要上、指名諮問委員会にかける必要はございます。しかし、仮に弁護士の方が高裁長官になりたいと言って指名諮問委員会にかかる場合でも、委員会が審査の対象にするのはあくまでも判事として適格があるかどうかということだけです。高裁長官にふさわしいかどうかということは、年齢や今までの経歴、資質を総合的に判断して最高裁が人事そのものとして決めるべきものであると思います。

また、実際問題として今までも例がなかったと思いますが、弁護士が高裁長官になりたいということが実際にあり得るのかということですね。高裁長官の仕事は裁判官の人事を扱うことになってますが、弁護士がそういう知識を普通は持っていないと思います。ちょっと逆の例としまして、私は今大阪高裁の判事をしておりませんが、そんな気持ちもないし、なれるはずもないんですが、私が裁判官をすぐやめて近弁連の会長になりたいと立候補するようなものでございます。弁護士から高裁長官になることは理屈上は考えられるが、実際上はないだろうと思います。実際上ないことを形式的に決めておく必要はないと考えます。

【龍岡委員】私は多分ここで言いますとB案に分類される意見を申し上げたかと思いますが、その前提として感覚的には高裁長官は除外していいんじゃないかということも申し上げたと思います。

なぜB案に分類されると思われる意見を述べましたかと申しますと、それは下級裁判所の裁判官の指名の過程を透明化すると、こういう趣旨、目的を徹底するという面が一つあったかと思えます。

それと、極めて例外的であると思えますけれども、前に出されたようなケースがあり得ると。それから、さらに言えば、ちょうど前の任命から10年たったところで高裁長官の任命ということがあり得る。こういった例外的なことを考えますと、一応対象とするものとするのも一案かなというふうに考えたことから、一応対象とした上で、除外すべき場合を考えるということをし上げたわけです。

しかし、今、中田委員の方から述べられた理由のとおりだと思えますけれども、高裁長官指名候補者について、委員会で検討してもらったとしても、特に指名の適否について実質的な審議をしなければならない場合はまずないと考えられるわけです。それは2回、あるいは3回指名を経てきているだろうということから、結局委員会への諮問の対象としたとしても、当初から除外した結果と同じことになるのではないかと、実質的に審議をしなければならない場合はそれほどあるとは思われないわけです。また、弁護士からの指名希望者が極めて例外的であること、そして、高裁長官の職務内容、あるいは指名の人事的な性質から言いますと、諮問の対象から外していいのではないかと、特に除外規定を設けるといような形じゃなくて、そもそも対象外としてよろしいのではないかとというふうに考えます。

【宮本委員】私は特にA案に反対ということではないのですけれども、中田委員のおっしゃった点が理屈としてちょっと通りにくいところがあると思うので、一言申し上げておきます。例えば、弁護士、学者その他から高裁長官への就任を希望するという場合に、それは判事としての適否の審査を受ければいいんだとおっしゃいますけれども、判事と高裁長官は明確に裁判官としての官職の上で分かれています。今ここで議論になっているのは高裁長官の候補者を委員会にかけるかどうかという問題で、それを判事としての適否審査でやるのだと言って、通るものではないと思うのです。

それから、もう一つ弁護士から高裁長官に就任した例がないとおっしゃいますけれども、私もはっきりは知りませんが、昭和21年当時に数名就任している例がありますね。だから、これまで例がないということもなかなか理由にはしにくいだろうと思

ます。

【土方委員】私はB案の方に賛成したいと思います。C案というのが実際上、実務上非常に難しい問題もあると思いますので、今までご説明があったいろいろな内容も含めてB案が適当だと思います。

【宮廻委員】私もB案がいいのではないかと考えております。前回この会を欠席しましたので、皆様のご意見を読ませていただきました。法曹関係について非常に詳しい法曹三者の方はなぜA案でもいいのかというのはよくわかりかと思えます。しかし、当委員会で高裁長官だけを初めから除くとした場合に、一般の国民にはその理由が分かりにくいので、説明する必要があるだろうと思えます。なぜ高裁長官だけ除くのかという説明は恐らく非常にわかりにくいだろうと思えますし、妙な誤解を生んだりするのは適当じゃないと思えます。

それから、何回も審査を受けているというお話がありましたけれども、これは高裁長官だけじゃなくてほかの裁判官でもそういう方はおられるわけで、それは余り理由にならないと思えます。したがって、この新しく設置する委員会に一応形式的には権限を認めて、その中でどう扱うか、一般的に高裁長官は要らないとするのか、あるいは個別にやるというのか、その辺のところを含めて、新しい委員会にそういう権限を認めるという方が開かれた印象を与えるのではないかと考えます。

【長谷川眞理子委員】私もB案でいきたいと思うんですけれども、それは恐らく余りそういう例はないだろうということは実質的にはそうであろうということはわかるのですが、私は一般に国家公務員全体的に、一度入ってルートに乗ったら、そのままそういうふうに行って、他から来ないということ壊した方がよくて、いろいろなところで中途採用的なことをどんどん進めた方がいいと一般的に思っておりますので、高裁長官への道というのも今までどおりのルートに乗ったもの以外のいろいろな可能性というのがあるという方向を見せた方が私としてはいいと思っております。実質上はほとんどないかもしれないので、この委員会が必要ないと定めた場合というのはしないということによるしいと思うんですが、そういう場合があるということを前提に今後のこういう行政をした方がいいと思っております。

【戸松委員】幹事の方にちょっとご説明願いたいんですが、高等裁判所長官の適格性

ということですが、どういうことを判断対象にすることになるのでしょうか。

【山崎幹事】明確に選考基準ですとか適格性の基準ということを上げるのは難しいところがありますが、前回ご説明したとおり、高等裁判所長官の職務の実態ということが一つあるかと思えます。裁判事務というよりはむしろ司法行政を担当するというのが現実でございますし、そういう点からすると、そういった職務を的確に果たせるような能力の持ち主ということで選考がされていく、それが基準といえば基準ということになるかと思えます。

【戸松委員】それを前提といたしますと、私はどうもこの諮問委員会の委員になった人がそれを判断するのは非常に難しい、私になるはずないと思いながらも、でももしなったという前提を入れますと、私はそれだと非常に難しいと思えますね。裁判所の司法行政事務についてわかりませんから、ですから私はB案にしてもほとんど機能しなくて、B案といっても実態はA案に近い運用になっていくんじゃないかなという気がします。そうであったなら、最初からA案にしておいてもいいんじゃないか、B案というのはA案的な要素がかなり強くて、B案だというふうに思われるんですけども、それではB案だと合理的な説明、根拠ができるか、先ほど国民に対する説明というふうにおっしゃいましたけれども、むしろ諮問委員会がそういう要素を審査しなくちゃいけないということの説明ができない、むしろできないから外したんだというふうに言った方がよろしいんじゃないかという気がしまして、結局A案でいこうじゃないかというのが私の考えでございます。

【遠藤委員長】何人かの委員の方々からお話を承ってまいりましたが、無条件で諮問の対象に含めるべきであるというC案に固執される方はおられないように思われます。そうなりますとA案かB案かということに尽きるんだろうと思えますが、いかがでございましょうか、確かに中田委員のおっしゃるように、弁護士からいきなり高裁長官にということは、実際問題としては確かにあり得ないかなとは思いますが、それは長いスパンで見た場合に理念的には全くあり得ないということで片づけるわけにもいかないような気がするんですね。

官職としては、下級審の裁判官とは言いながら、判事と高裁長官というのは明確に法律上区分されているわけでありまして、弁護士から高裁長官にというふうに手を

挙げた方がいらっしゃった場合には、もし仮にA案でいきますと、これは当然のことながら判事としての審査は全くされていない。しかもA案ですと、委員会に裁判官としての適格性ということも全く諮問にかけられることなく、最高裁の方で指名できるということになってしまいますので、運用の実態は限りなくA案に近づいてくるんだろうと思いますが、もしご了解いただければ、当委員会としてはB案を採用するということで取りまとめをさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【磯村委員】私は個人的にはA案でいいのではないかと考えているんですけども、仮にB案のような取りまとめになりましたときに、最高裁判所に対して任官を希望するというのが高裁長官の場合に非常になじみにくい手続なのではないかという気がするんですが、その点はどう考えればよろしいでしょうか。

【遠藤委員長】私からも幹事に伺いたいと思うんですが、なりたいという申し出がなく、最高裁判所の方が内閣に指名する場合、これはどうなるんですか。山崎幹事、お答えいただけますか。

【山崎幹事】高裁長官への任命のための指名に際して、ご本人からなりたいというような任官の希望ですとか、応募というようなものは、現状では全くございません。そういうものを前提としては手続は動いておりません。高裁長官に欠員が生じ、その補充をする場合には、任命資格があるというのが当然前提になるわけですけども、通常、判事で先ほど申し上げました高裁長官としての職務を的確にこなせるような方を候補者として選び、裁判官会議で決めていただくという手続になるうかと思えます。

それから、先ほどからのお話で、弁護士から裁判官に任官する場合は、もちろん任官の希望が出されるのですが、それは、裁判官になりたいというような形で希望が出てまいりまして、その方の経験年数に従って判事補か判事に分けていくのだろうと思えます。まさに裁判をしたいがために裁判官になりたいとおっしゃられるわけでしょうか、弁護士から高裁長官になりたいというような希望が出てくるというのはちょっと考えにくいかと思えます。

【竹崎委員】先ほど取りまとめられたことに特に反対ということではなくて、B案のような立場もあり得るとは思うんですが、さっき宮廻委員がおっしゃいましたように、もし除外するのが国民にとって理解しにくいというならば、戸松委員がおっしゃったように、

まさにそれらは指名諮問委員会そのものが国民に対して、それではなぜ除外したかということはどう説明するのかという問題になってくる、その義務を指名諮問委員会に負わせることとなります。それであるならば、仮にB案のような立場をとるにしても、除外規定をいわば文書として折り込んでしまうということとはできないかと思います。

例えば、今一番問題になっているのは、高裁長官に弁護士からなりたいという希望があった場合には、きちんと審議の対象になるかどうかと、それ以外の場合は実は希望ということで動いてないわけであります。下級裁判所の裁判官の場合も全部希望が前提になるわけですから、本人が指名を希望した場合については諮問を経るというふうにしておけば、いわば高裁長官の場合を特に明文で規定しなくても、もともとこれは諮問の対象にならないということになるわけです。立法技術上、そこら辺の工夫がどうできるかというところがあるかと思うんですけども、少なくとも委員会の意思決定でそれを除外するという中途半端な形態には置かない方がいいんじゃないかというように思っております。

【遠藤委員長】もし仮にB案のような方策をとったと仮定した場合、だれも手を挙げる人がいないとしても、最高裁判所としては、複数の候補者を内閣の方に指名しなければならぬことになると思われませんが、この場合、委員会に諮問しなくていいということになりますかね。その点はいかがでしょうか。

【山崎幹事】それは今回立ち上がる委員会でどうお決めになるかという決め方の問題だろうと思います。要するに、諮問の対象としては含まれているわけですから、何もなければ指名する際には諮問する運びになるわけで、それをどう例外的に必要なと決めていただくかだと思います。その場合に、希望する人だけ諮問すればよろしいというような決め方をされた場合には、希望がない場合にはそれは諮問しなくていいという結論になるかと思いますが、先ほど来出ておりますカテゴリーとして、判事から高裁長官を指名する場合には、諮問しなくていいという決め方であれば、そういうものとしてまた動いていくことになるだろうと思います。

【遠藤委員長】なかなか難しいところでございまして、宮廻委員からのご発言に対して、竹崎委員の方から、そうなるとB案では高裁長官を含めるということで、国民に対しては説明がしやすいのかもしれないけれども、諮問にかけないでいいと判断した責任を

すべて新委員会に負わせてしまうということは、逆の意味でむしろ問題ではないかという、そういうご提案もあったわけですか、いかがでございましょうか。

【曾我部委員】先ほど長谷川委員から、高裁長官のポストに外部の人を、これはお願いして引っ張ってくるチャンスというものを確保する趣旨で、B案ということをおっしゃっていました。実は今までそういう事例がなかった訳ではなく、いきさつは存じませんが、かつて日調連を作られた溝口喜方さんが、東京家裁所長を経て高松高裁長官をされたケースがあります。これまでの審議では、判事から長官を選ぶというお話だけが出ていますが、最高裁判所の方で、フリーハンドを手元に残しておかれるという意味で、判事からの任用のみならず、外部の方を長官に据えるというチャンスというものを確保しておかれるという意味で、A案のフリーの立場でやるという発想もあろうかと思えます。最高裁判所の方では、当然立派な行政能力をお持ちの判事さんもお育ちでしょうけれども、さらにこの時期には、この人という人材が法曹界にあるとすれば、そういう方を随時選ばれるという自由があっていいと思います。

【堀越委員】私は基本的にはA案に賛成です。原則はA案で、例外的なものをA案の中に盛り込むというのがむしろ私が前回ここで意見を述べた考えと一致するような気がします。B案となりますと、原則は全部諮問をして、例外として一部諮問しないこととなりますが、実際にはB案というのは原則と例外が運用で全く逆になってしまうだろうと思うんですね。そうだとしますと、さっき竹崎委員がおっしゃいましたように、A案を少し修正して、原則的には要らないけれども、こういう場合には諮問をする必要があるという決めの方がむしろ実態にも合います。A案の修正案、さっきおっしゃいましたように判事からの指名の場合は要らないというのも一つの考え方でしょうし、何年以内に既に判事の適格性のチェックを受けている人は要らないとか、何かそういうもう少しわかりやすい例外規定をA案の中に折り込んで、基本はA案だということが望ましいんじゃないのかというふうに考えます。

【遠藤委員長】今のご提案ですと、原則A案で諮問の対象に含めないものとするが、ただし委員会が必要と認めた場合には、諮問しなければならないみたいな原則と例外を逆転する修正案ということでございましょうか。

【堀越委員】委員会が必要とする場合というわけではなくて、先ほど竹崎委員もおっし

やいましたように、立ち上がった委員会ではなくて、この委員会でA案をもう少し修正したものにするとということです。

【遠藤委員長】ただし書きというか例外的に諮問にかけなければならない場合、どういう定め方をされたらいいというご意見でございましょうか。

【堀越委員】これは今ちょっと思いつきなんですけど、過去に一度も裁判官の経歴を有しない者については諮問に付すと。

【遠藤委員長】下級審裁判官の経歴を有しない者については、例外的に諮問に付さなければならないと。

【長谷川裕子委員】今の案ですと、国民の司法参加がまず否定されて例外になってしまいうわけです。だとするならばかえってB案で説明がつくのは裁判官の諮問はみんな行いますよと、簡裁については限りなく現行の制度を今回設置される委員会に近づけますよとなるわけですよ。そうすると、高裁はどうしますかというときに、しないではなくて、できるとすると、国民参加するんですよと、国民の透明性を高めるんですよ。しかし、何回も受けているわけですから、それはいいでしょうと。しかし、外から、例えば外部から弁護士が来るとか、そういうときは諮問を行うとした方が国民の方は非常にわかりやすいんだと思う。否定してからじゃなくて、国民参加を肯定して透明度を増しておいて、しかしこれは何回かあるんだからいいんですよという方が説明はつくってはないかというふうに思います。

【青木委員】私は両長谷川委員のおっしゃられたことと全く同感で、B案を支持したいと思います。今までの実情からいって、こういうことは起こらないのではないかとかというご意見もありましたけれども、本来こういう委員会が設けられている趣旨は司法制度を改革するというところにあるわけですから、あらゆる可能性というものを前提とした上で、この過去の仕方ともある程度整合的な形でこの問題を処理すべきではないかというふうに思います。

【遠藤委員長】先ほど竹崎委員がおっしゃったこともよくわかるんですが、新しく立ち上げられる委員会の方で例外的にこれは諮問に付さないでいいというガイドラインを設ける場合に、例えば弁護士からいきなり手を挙げたような人については、裁判官としての適格性についていまだかつて一度も判断されたことがないわけですから、そ

う人たちについては諮問にかけてもらうけれども、ずっとキャリアの裁判官で30年、40年近く裁判官をやってきて、この委員会でテストを何回も受けられている方については、それは外すというような一つの指針を示した場合は、私は国民の目から見ても十分それなりの理解というのは得られるような気がすると思うので、もし今までA案にしたらどうかというふうなご発言をいただいた方々も、そういう含みでこのB案にご賛成いただいて、当委員会としてはB案を採用するというような形でご了解をいただければありがたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

【竹崎委員】私は別にB案で構わないと思うんですが、それを委員会の決定にゆだねるのがいいのか、条文上そこは明らかにした方がいいのかということをご検討いただければ、その方がいいんじゃないかということなんです。

【遠藤委員長】今、長谷川委員からご発言をいただき、竹崎委員からも補足的にご意見があったように、原則B案を採用するが、新委員会の方に責任をなるべく押しつけるような形でなく、当委員会で例外的な場合はこうなんだという枠組み設定をするという前提であらためて要綱案を作り直していただいた上、次回もう一回最終期日がございまして、それを見ていただいて、その上で最終的に確定をさせていただくということにいたしたいと思います。

次に、短期間裁判官の身分を離れて戻ってきた場合にどうするかという点についてお諮りしたいと思います。この点については、前回のご議論では一般的、抽象的に言えば、短期で戻ってきた人については、諮問の対象としなくてよからうということになったわけですが、さて具体的にどのようなものを諮問の対象外とするかについてはなかなか悩ましいところでした、準備会においては「諮問をする必要性が低いものとして委員会が定める場合」という案を作成していただいたわけでございます。こういう書きぶりによろしいのかどうか、その点についてのご意見を承りたいと思います。

なお、表現については先ほどの高裁長官の方でB案を採用するとしても、今回の要綱案でご提案したB案とは多少違った表現になると思いますので、とりあえずのところは短期裁判官の経験を経た上で復帰した場合の裁判官、これは前回もご議論があったように、3年以内ならいいけれども、例えば3年を1日でも超えた場合には諮問にかけなければならないというのも非常に窮屈な感じがいたしますので、感じとしてはこの

準備会でつくっていただいた要綱案あたりかなというふうに思われなくもないんですが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか、これはこういう表現でまとめるということで、ただここにも書いてございますように、高裁長官の関係でそれがどういうふうに表現したらいいかということについて、準備会での提案があるわけですけども、これは最終回に高裁長官についての規定の書きぶりとの関連でもう一度改めてご審議をいただきたいと思いますが、とりあえずのところは短期復帰の裁判官については、このような扱いをさせていただくということにさせていただきたいと思います。

もう一つお諮りしておかなければいけない重要な点は、最高裁判所の諮問の方法でございませう。最高裁判所が委員会に対して諮問する場合、その適否については一切意見を述べないものとするということについては、前回来のご議論で大方のご意見の一致を見たように理解しておりますが、これを注のままのような形で確認事項として処理するのか、あるいはこれは大変重要なことだから、単に確認事項にとどめないで要綱案に格上げした方がいいというご意見もあろうかと思ひます。その点についてのご意見を念のため伺っておきたいと思ひます。

【宮崎委員】議事録を拝見してそういう大勢にあるということは承知しております。

ただ、ちょっと思ひますものを申し上げてみたいんですが、諮問に当たって事務総局は適否の意見は述べない方がいいという趣旨は、述べることによりまして、諮問の対象を事実上限定してしまうようなことはよくないという趣旨でそうだということになったんだと思われまして、その点については私も異存はございませぬし、また全件審査か一部審査かという問題については、全件審査ということで決着がついたのでございませぬので、そこについては心配はなくなつたんであろうと思ひます。

問題は委員会の審査を実効あらしめようという場合に、幅の問題と質の問題があろうかと思ひます。幅の問題については決着がついたと私は思ひます。質の問題なんですが、ちょっと意地悪な説明も含めて申しますと、定員枠があつて、それが厳格に定員が足りなければ定員に満つるまで裁判官を採用するというふうになっているかという、実際にはそうなつておりませぬで、遠い将来は別として、従来ずっとかなりの欠員を抱えてきたわけでございますよね。それであるけれども、ですから任官希望者

がたくさんいて、全員適格者であれば喜んでとるけれども、中にどうしても問題だという人があれば、定員を満たすことがしよせんできなくても、その人はとらないということであらうのでございます。

したがいまして、例えば10年たって裁判官の再任時期が来たという場合に、100人希望者がいると、その場合に仮に定員が95しかないよということであれば、5人は結局落とさなきゃならないので、そういうことが明らかでございますれば、委員会は当然深刻な審査をなさって、5人はこの人とこの人とこの人にならざるを得ないねということをお答申すると思うんですけども、しかし欠員がもともと150人もあって、100人全部適格であれば全員再任することが一番ハッピーだという場合に、しかし事務総局の方では10年間の成績がずっと集まってきておるわけですので、その成績なり評判を見て、そのうちの5名なら5名、あるいは2名なら2名は裁判官に不相当だという心証を持っているということは幾ら予断を持たないといっても、隠しようがないことであると思うんです。

その場合に、実はこの数名については再任用をしないつもりだということは、定員はどうなっているかということだけ見たんじゃわからないわけですね。欠員を満たすことができなくても、あえて人数を減らして採用するということが行われてきたし、またそれが必要なわけですから、そうするとその委員会の方が事務総局に対して、これだけ100人という希望者について諮問しているけれども、どういうおつもりですかということをお聞きすることもできないということになったのでは、問題なんじゃなかるうかと、そういう場合にもここは意見を述べることはできませんので、意見を述べることはできませんということで、どうぞ十分なお審査をお願いしますということになってしまいますと、その新委員会としてもできるだけの情報収集をして、また裁判所から提示された記録を見るにいたしましても、例えば100人のうち問題の順番でこうだろうなというふうなことを一生懸命諮問しましても、5人ということもわからないわけですから、だからそういう場合には委員会が求めた場合には、この限りでないといいますが、逆に言うと委員会が求めもしないのに意見を述べてはならないというか、そういうのが皆様のご意見の実は内容だったんじゃないかというふうにおもうのです。多少、時機におくれた物の言い方をしておるとすれば、まことに申しわけないんですけども、実質はそうなんじゃなかる

うかと思しますので、委員会の審査を質的にも意義あらしめるためには、余り一律に意見を述べちゃいけないんだというのではなくて、委員会が求めもしないのに意見を述べてはいけないとかというふうにする方がいいのではないかと思います。

【磯村委員】この委員会での議論は今の前提と少し違っていたというのが私の認識で、この諮問を受ける委員会が何名採用枠があるから、それを意識して適否を決めるといように考えるのではなくて、単に諮問を受けた各任官希望者について、裁判官についての適格性を認めることができるかを判断するというのがこの諮問を受ける委員会の任務であって、その後最高裁が定員の中でどういう裁量をするかは、人事権を有する最高裁が決める、そういう理解であったと思うのですが。

【戸松委員】前回休みまして、でも議事録等を読ませていただき、ちょっと気になっているのは、この今考えている諮問委員会はどういう運用の仕方をするのかということです。最高裁から諮問があって、審査をするというんですが、それはその都度、その都度というのか、年に一回これだけの人数の裁判官についての諮問があってというやり方なんでしょうか、それとも毎月、毎月そういう任命の諮問があって、それについて欠員を埋めるとか、あるいは新たな裁判官を任命するとか、希望者が出るとか、そのたびにずっと動いていることなんでしょうか、どういう動きを想像されているんでしょう。

裁判官はご承知のように、誕生日が来るとおやめになりますから、そこで欠員ができるわけですね。欠員ということでない事態として、予算がふえれば増員ということになりますし、ですからどういう動きでされるんでしょうか。そうすると、今、磯村委員がおっしゃった点についてももう少し明確になるような気がします。

【山崎幹事】裁判官を指名する場合として、3つのパターンで議論していただいたと思います。一番わかりやすいのが司法修習生からの採用でして、司法修習の終了時期が決まっておりますので、現在は毎年10月ころにその採用手続が行われる、これは1年に一度、100人ぐらいの審査をお願いすることになると思います。

裁判官の再任というのは、そこが出発点になっておりまして、10年たてば判事補が判事に任官するわけですから、10年後に判事任官の問題が起こります。さらに10年後に再任の問題が出る。つまり年間レギュラーな形でそれだけのものがまとまった数

として出てくることとなります。

それ以外のパターンが弁護士からの任官ということになりまして、これは判事の任命資格、あるいは判事補の任命資格のある方が応募してくれば、原理的にはその都度採用していくということが可能ですが、実務的に考えますと、その都度やっていくと配置の問題ですとか、あるいはその方の研修の問題ですとか、いろいろな問題が出てくるものですから、弁護士会との協議である程度まとめてやっていくということを考えておりまして、一定の時期に志望を出していただきまして、4月、あるいは例外的に10月に任官していただくという形で、これもある程度まとまった時期に審査していただく運用になっていこうかと思えます。

【宮本委員】今のご説明を前提として、私の意見は注の2に記載されていることに全部賛成でありまして、しかもこの意見を付さないということを要綱の中に書き込むべきだと考えます。その要綱の中にどのように書くかということについて、今日配布していただいている「要綱案に関する意見」という紙がありますが、この中にこのような書き方をしたらどうかという案を出しています。例えば、最高裁判所は(1)の規定による諮問に当たっては、諮問することの適否についての意見を付さないものとするというような書き方で要綱の中に入れておくのが妥当であると思えます。

それから、要綱に書かれないで注に残される事項は、扱いとしてはどうなるのでしょうか。

【小池幹事】準備会におきましては、このゴシックの要綱のところを束ねまして、ゴシックのところを固めて要綱としますけれども、この注の中で特にこの委員会で今後の運用等に当たって留意すべき事項というような事柄につきましては、別途確認的な事項をまとめまして、要綱と一体的に参照していただけるようなものとして、この委員会で取りまとめていただくことを考えております。

【宮本委員】そうしますと確認的な取りまとめと要綱一体といっても、レベルが違うわけですね。基本的な事項については、要綱に入れておくのが妥当であろうと考えますので、注の2の部分、意見を付さないという箇所は要綱に入れるのが適当だと私は思います。

【遠藤委員長】まず、宮崎委員から先ほどご発言いただいたことについて、磯村委員

の方からご意見が述べられたんですが、従前の経緯というのは私もまた磯村委員ご指摘のとおりだろうと思いますね。定員とか、そういう問題とは別途に委員会としては適格性のみについて判断すると。そこで私が前から2つの大きな柱ということを上上げてまいりました。それは推薦権限まで認めるかどうかという議論があった際に、ここでの議論としては全件とにかく最高裁判所の方では諮問に付し、かつ、その場合に意見は付さないということを確認していただいたわけですが、私はそうだとするならば、よかれあしかれ、新しく立ち上げられる委員会においてフリーハンドといいますが、白紙の状態で審議をして、意見を出すことができるのだから、これは右回りしようと左回りしようと同じことではないかと、無理をして委員会で受け付けるとか、委員会に推薦権限を持たせるという必要性はないのではないかとということで大方の皆さんのご賛同を得たいきさつがございます。委員長の個人的な意見を今の段階で申し上げるのはまことにばかられるわけなんですけど、申し上げるまでもなく改革審の意見書は幾つかの留意事項というものを星印で示しておりますが、その冒頭に最高裁判所から同機関、この新しく立ち上げられる委員会を意味するわけでございますが、同機関に対する諮問の方法は種々考えられるところであるけれども、同機関が適任者の選考に関する実質的な判断を行い得るよう、十分配慮されるべきであるというふうに提言しているわけです。

わざわざ改革審でこういう配慮をしなければならぬという提言までしていただいていることを踏まえて考えると、私は格別これを要綱の中に格上げしてはまずいんだという合理的な理由をお聞かせいただければ、決して要綱に繰り上げることにこだわらざるもりはございませんけれども、格別そういう具合がどうしても悪いということがなければ、全員一致して全件意見を付さないで回すということをご確認いただいたわけですから、委員長個人の見解でまことに恐縮なんですけど、これはぜひとも要綱に繰り上げていただいて、規則案に盛り込んでもらいたいと、かように考えるんですが、書いてはまずい特段の理由があるとすれば、幹事の方からご説明を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

【小池幹事】この点が規範性があるかということになれば、それはあるということになると思います。ただ、準備会で議論をしましたのは、最高裁がつくる規則の中に、最高

裁は意見を述べてはならないというたぐいの規定があるというのは、後世の人が見たときにこれは一体背後にどういう議論があったのかと、いささか何か不可思議な規定であると思われるかもしれない、それよりはむしろこれは確認されたわけであるから、確認事項書の中で見るというのがいわば大人っぽいなど、こういうことでございます。

【遠藤委員長】小池幹事がおっしゃる意味もよくわかるような気はいたします。しかし、この委員会は今までの委員会とは違って極めて特殊な委員会というか、国民の意思をとにかく公明正大、透明性を持った形で反映させると、特に改革審の意見提言が前提となって立ち上げられる委員会でございます。最高裁判所内部に設置される委員会が最高裁判所に対して意見を付さないで回せみたいなことが何か確かにちょっとおさまりが悪いような気がしなくもないんだけど、より実質的に考えると、国民に対する説明というか、ここまでガラス張り、それで何もそれは拘束力を持つわけでも何でもありませんから、私はできることであれば皆さん方のご賛同をいただいて、全件回すということのほかに意見を付さないで回すということも要綱案に明記するということにご賛成いただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

【戸松委員】今の小池幹事の説明のことも私はひっかかってしまって、私はこういうのは美しさというのか、全体のバランス、美的な感覚みたいなのが入ってきますので、どうもバランス上、まさに自分のところがつくる規則で自分のところを縛るような言い方というのがどうかなと思います。むしろ最初の所掌事務等のところ、1の1.)の頭のところで最高裁判所の諮問に応じて判事及び判事補として任命される者を指名することの適否、その他の事項を審議するという文言の中に、単に「自律的に」とか「独立して」とかというような言葉を入れれば、それは最高裁判所の諮問にいろいろな意見に縛られないぞということにもなるんじゃないかと思います。

【遠藤委員長】確かに、一つの方法ではあるのかもしれませんが、私は個人的にはより明確に、今申し上げたような形でまとめていただいた方がよくはないかなとは思いますが、どうでしょう。

【磯村委員】私もここは非常に微妙で両方あり得ると思いますし、今、小池幹事のご説明も趣旨としては非常によくわかるんですけども、逆にこの委員会でここについてはかなり実質的に議論をして一つの方向を見出したということと、もう一つむしろ最高

裁としても、そういうことを要綱に繰り上げることによって、諮問委員会が独立に動けるという制度を保障したというように、積極的な見方をしていただければいいのではないかと思います。

【遠藤委員長】この問題だけに余り時間を費やすわけにいかないと思いますが、今私の方で取りまとめたような形で要綱案に格上げして、また何々しなければならぬと、こういう強い表現でなく、この原案にありますように「指名の適否の意見を述べないものとする」ぐらいに軽い形で要綱案に入れるということで取りまとめをさせていただきたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

それでは、大変恐縮ですが、そういう形で取りまとめをさせていただきたいと思います。次に、もう一つこれは恐らく皆さんご理解、ご賛同いただけるかなと思うんですが、最高裁判所が諮問をする場合、指名候補者に関する資料を委員会に提出するものとするがありますが、これは注の3にもございますように、委員会の検討と運用にゆだねるべき問題かなという気がしますので、要綱案に盛り込むほどのものではないというふうに私なりに考えておるんですが、これについてご意見があれば、拝聴したいと思います。

【宮本委員】どのような資料を出すかについては委員会の検討と運用にゆだねるという点は結構なんですけれども、資料提出に関する注3の前段は要綱に盛り込むべき事項だと思いますが、どうなんでしょうか。これは当然だから書かれてないということでもないですね。注の3で明記しているわけですからね。最高裁は資料を委員会に出すのだということは、これはかなり基本的な事項だと思います。

【中田委員】諮問に当たって、最高裁が委員会に一定の資料を提出するのは当たり前のごとでございますので、要綱案にそこまで書くのはいかがなものかということで、記載することについては反対です。

【遠藤委員長】これはどうでしょう、委員会として最高裁判所から諮問を受けて審議するわけですが、私の理解でも資料の提供ということは、これは当然の前提ということになっているような気がします。しかし、念のため確認事項に入れていただいてもいいと思いますが、そういう理解で外すというか、要綱案には盛り込まないということでご了解いただけませんか。

【長谷川裕子委員】資料の問題はなかなか微妙な問題だと思うんです。宮本委員がおっしゃるのもよくわかるんですが、私も資料のことに関しては意見がありまして、この委員会が適切かどうかという判断をするときに、裁判所もその裁判官が適切かどうかと判断するときの資料があると思うんです。恐らく委員会もそれと同じ程度の資料がないと、最後の結果のところでは判断に齟齬が出てくるのではないかと、そういう意味では同じような資料が必要なのではないかというふうに私は思っています。

だから、裁判所が持つ資料と同等の資料を委員会も持って、それで適切に判断すると、その同じような資料、同等な情報がないと、それは結果が出てくるときに齟齬が起きるんじゃないかというのは私は若干心配しているわけで、そのことを規則に書くのが困難だとすれば、何らかの形でこういう委員会の中で意見交換があったことだと確認したことだとかということをきちっと何らかの形でとどめておくことが必要なのではないかと思っております。その資料の問題は非常に微妙な問題だというふうに私は認識しています。

【遠藤委員長】まさに長谷川委員がおっしゃるように、資料がどの程度具体的に提供されることになるのか、これがまさに新しい委員会の審議を左右する重要な問題だと思いますが、なかなかこれは当委員会ですべての資料を出しなさいという絞りをかけるわけにはいかない。資料を提供するのは当たり前、どの程度の資料を出すことになるのかは新委員会の運用にゆだねられるべき問題であろうかなと。もちろん最高裁判所の方で十分な資料を出さなければ、これは追加資料の提出要請ということも当然委員会としてはなさるんだろうと思うし、そういうふうな理解で当委員会としては臨むより仕方がないのではないのでしょうか。

もっとも、長谷川委員ご指摘のような点については、確認事項の中に盛り込むかどうか、盛り込むとすればどういう表現にするかということは別個の問題だろうと思いますが、とりあえずこの要綱案からは外すというか、載せないということによろしゅうございますか。

それでは、休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

【遠藤委員長】次は所掌事項に関連する事項でございますが、準備会の要綱案の方ではここに書いてございますように、まず指名するか否かを決定したときは結果はもちろぬ通知すると、そのほか理由も委員会に通知する場合として、3ページの冒頭の1.)から2.)、3.)まで書いているように、この3つの場合、これは理由もあわせて通知すると、こういう形で取りまとめられているんですが、これはご異論ないというふうに私は思っておるんですが、いかがでございましょうか、よろしゅうございますか。

それでは、次に4番目の組織、この委員会の委員の数でございますが、これは従前からそうであったんですが、従前は10人前後というご意見が多かったように記憶しております。準備会の考え方としては、これは委員の数は空白になっておりますが、9人または10人、あるいは11人、9人が11人でどうかという提案をさせていただいているんですが、この点についてのご意見を伺いたいと思います。

【堀野委員】まず、人数は10人前後、ちょうど議論をするに適切な人数ということだと思いますが、まずは第一に奇数であるべきだろうと、つまり一応全員が出席して過半数で決められる体制にした方がいいと思います。そういう意味では9人が11人というようなこれも妥当だろうと思います。ただ、その5の委員の任命のところで構成比率が出ておりますけれども、法曹関係者を5名とした場合に他の委員、要するに市民、あるいは学識経験者の委員を4名とするか6名とするか、これは大きな違いがあるというふうに思います。少なくとも国民の意思をこの任命手続に反映させるという審議会の意見書の趣旨を重視するならば、私は法曹外委員は法曹委員よりも多くすべきだと、そういう趣旨で5対6という、まずその前提として裁判官2、検察官1、それから裁判官2でよろしいのかどうか、その辺のところをまず確認いただいた上、もしそれがよくて5人ということであるならば、私は法曹外委員は6人ということで11人ということをご提案したいと思います。

【中田委員】私は9人が一番いいだろうと思います。9人で3時間の会議を行うとしても、1人が20分しゃべったらそれで終わりでございます。実質的な議論をしようと思いたらそれでも少ないぐらいかと思えます。委員会で実質的な議論をするということ、それから定足数というのが設けられておりますけれども、それはあくまでも形だけであって、委員全員が出席して、委員全員がすべての資料に目を通して、委員会が統一体

として意見を述べるべきだと思いますので、それをやるためには9人が妥当であると思います。

それから、その内訳は裁判官が2人、検察官が1人、弁護士が2人と、あとの4人が学識経験者ということでよいと考えます。

【宮本委員】私は基本は学識経験者を実務法律家よりも多くするということだと思えます。そうであればその人数については、この案に出ているところでもいいので、私が提案している12人にはこだわりません。法曹委員が5人ということになると、学識経験者が6人ということになります。法曹三者の中のどこかを減らすことになると、またそれに従って変えればいいですけども、そういう意見であります。

【松尾委員】どの案でも法曹三者が5人と決まっております。検察はどうするんだろうと思うんですが、私は検察からは1人でいいだろうと思います。法曹三者は5人で異論ありません。

【遠藤委員長】どうやら法曹委員は裁判官2名、弁護士2名、検察官1名と、5名というコンセンサスが得られているようでございますが、そうなると堀野委員ご指摘のように、あと学識経験者を法曹委員より多い数にしなければならぬとなると6名、つまり11名と、こういう線が出てくるし、中田委員ご指摘のように、法曹委員5人と言っても弁護士も2人入るんだし、弁護士をどう見るかの問題にもかかわるんだろうと思いますが、必ずしも堀野委員のように法曹委員より多い数ということにこだわる必要性はないのではないかというご意見もみられるようです。そうなると、9名とか10名という線が出てくるわけですが、この点については、できれば今日決着をつけておきたいと思えます。

【磯村委員】確かに、国民の意見を広く反映するという観点も非常に大事だと思うんですけども、裁判官の活動について、現場で非常によく見ておられる専門の方が十分意見を出せるというのももう一つ非常に重要な観点だと思いますし、例えば法曹関係者5、それ以外4となると、そのブロックで見ってしまう危険性があるんですけども、実は検察官、弁護士の方というのは、裁判官を見るのに最も批判的な眼を持っておられるかもしれない。そうすると、国民の意見を反映しながら、しかし専門的な判断ができるということであれば、5対4という構成は非常に穏当なところではないかというの

が私の考えです。

【堀越委員】私も9人というのがいいように思います。国民の意思を反映させるということから、直ちにそれが法曹委員よりも学識経験者の数の方が多くなければ、国民の意思が反映できないというふうには言えないと思いますし、先ほどもちょっと話が出ておりましたが、法曹委員の中の5人の中には、裁判官をある意味では非常に批判的な目で見ている方たちもいらっしゃるわけですから、そういうことなどを考えますと、学識経験者は4名、要するに5対4の割合で9名というのが一番妥当な数字だろうというふうに思います。

【土方委員】私は堀野委員のおっしゃる意見に全面的に賛成で、11人と思っています。もちろん法曹三者の皆さんの中でも判事の方と弁護士の方、それからあるいは検察の方で非常に相対するところもあると思うんですが、一方で私がちょっと外部から見させていただくと、発想が同じかなというところもあるんじゃないかと思うんですね。国民の意見を幅広くということになると、例えば学識経験者6人となっても、それも幅広くいろいろな方面ということになれば、結構その6人がぎりぎりではないかという感じもいたします。それで、9人になるか11人になるかでどれだけその議論の深さが変わってくるかというのも私はよくわからないんですが、30分会議を延長するぐらいで皆さん十分意見が言えるぐらいなんじゃないかと思ひまして、11人の方が適当ではないかというふうに思います。

【長谷川眞理子委員】私も5対6で11人と思っているのですが、検察官、裁判官、弁護士というので、それぞれお立場は微妙に異なるんでしょうけれども、バックグラウンドとして持っている法学というか、法社会学的というか、そういうのは同じような気がします。それで、そのほかにどういう違った発想、違った多角的な角度から同じものを見る人をそろえるかということを考えると、見方の角度としては大きく言えば法曹経由というのは一つの角度だと思います。

そうすると、あと自然科学系とかジャーナリズム系とか、世の中の違う角度で物を見る人たちのカテゴリーというのもいろいろあると思いますので、任期が何年かにもよりますが、それをなるべく広くカバーしようとするなら6人は必要だと思います。

【龍岡委員】今、学識経験者が多い方がいいのではないかというご意見、それはそれ

なりに私も理解できますし、したがって11人という案もあり得ると思うんですが、ただ今までいろいろ会議や研究会とかをやってきた経験からしますと、人数というのは余り多くない方が実質的な審議ができる。特にこの諮問委員会においては、1人1人の候補者についてかなり立ち入ったことを含めて、実質的な審議をしなければならないとなりますと、余り多いのはどうだろうか、実質的な審議をする上で、できるだけ人数はコンパクトな方がいいのではないかという気がします。

一方、透明性とか、そういう点から見ましても、学識経験者の方が4人、私の意見は前に申しあげましたとおり9人なんですけれども、学識経験者が4人入っておられれば十分なのではないかということと、それから今まで指摘がありましたように、弁護士の方も検察官の方もそれぞれ広い立場から裁判官の指名の適否についてご意見を述べられるだろうということを考えますと、広く良識も反映されるということから、実質的に見ましても9人程度で十分ではないだろうか、できるだけコンパクトにしておく方がいろいろな資料を全員が見て、そして細かい議論をしていくという上では適当ではないかと思います。11人が絶対だめだということではありませんけれども、総体的に言うと、今までの経験から言うと、9人ぐらいが一番適当ではないだろうかというふうに思います。

【遠藤委員長】今まで約8名ぐらいの方からご意見を伺ったわけですが、4対4、9名説と11名説が相拮抗しているという状況でございます。9名にするか、11名にするか、絶対的にこうでなければならないということもないのですが、むしろ問題は5対4にして法曹委員の数が多くてもいいという考え方と、やはりそれはまずいと、5対6にしなければ具合が悪かろうというこのあたりに尽きるのかなというふうに思います。余りこういうやり方はとりたくないんですけども、時間の関係もございますので、青木委員の方から恐縮ですが、結論部分だけ、もちろんどうしてもこれは大事なことから、理由も言っておきたいというところがあれば結構でございますが、ご意見を伺いたいと思います。

【青木委員】大事なことだと思いますので、ぜひ理由を一言申し上げさせていただきたいと思います。結論は11人ということです。

弁護士の方、検事の方は違った角度から発言ができるというご意見がありましたけれ

ども、このご発言は主として法曹界の中の方からのご意見で、法曹界以外の者から見ますと、その間には、法曹界はギルド的な閉じた社会だという印象があります。この間、堀野委員の方から、弁護士会はそんなものではないとおしかりを受けたわけですが、そういうパーセプションがその中にあるということは事実なわけで、そういう意味からするとこの委員会は裁判所を開かれたものとするという趣旨で設けられるものでありますから、5対6にするということは非常にシンボリックな重要性をもつというふうに思います。裁判所は開かれた方向に進むということを広く社会にアナウンスする効果を含めて5対6とすることが適当ではないかと思えます。

【北野委員】私は悩んでいるんですが、11人がいいのかなと思っております。

と申しますのは、法曹関係の方はそれなりに裁判関係に熟知しておられますので、6人くらいの方は恐らく十分説得できると思えますし、その説得能力があって初めて多数決ではなく合意による選び方もできるんだろうと思えます。

それから、国民的サイドの視点に立てば、法曹三者よりは一般学識経験者の方が多くの方が説得性があるのではないかと思えます。

【曾我部委員】5人が法曹ということが前提であれば、9人、これが妥当なところだと思いますが、11人というのであれば検察官にもう1人お入りいただければと思っております。すなわち法曹ではありますが、国家、国民のために正義の実現を果たす役割を担う立場にあり、その広い視野というものは評価されなければならないと思えます。これは同時に国民の視野でもあるわけなのです。

【遠藤委員長】法曹三者が計5名ということであれば、それを前提として考えれば9人で5対4の比率でいいんじゃないかと、こう伺ってよろしいですか。

【曾我部委員】はい。

【竹崎委員】結論だけ言いますと9人、理由は多々ありますが、進行に協力したいと思います。

【戸松委員】これは9人でよろしいと思うんですけども、その内訳を要綱に書くわけではないわけですので、任命の際に裁判官でも検察官の方、弁護士の方で学識経験者っぽい人も入るということで、例えば裁判官をやっておられたけれども、学者になられたとか、そういう方もいろいろありますから、この審議では5対4などという線だった

んだけれども、実際の任命の場では柔軟に任命されればいいという、そういう含みで、私は裁判官、検察官、弁護士、学識経験者と書いて、それで色彩が固まってしまうという見方それ自体がおかしいと思いますので、それでよろしいんじゃないかと思えます。

【長谷川眞理子委員】11人がいいと思います。

【長谷川裕子委員】これは多数決で決めるのでしょうか。

【遠藤委員長】本当は多数決で決めたくないんですけども。

【長谷川裕子委員】そうですね。私もそう思うんですが。

【遠藤委員長】私もそう思います。

ただ、今日の段階で要綱案に何人ということのを何とか固めてほしいということがございますので。

【長谷川裕子委員】私は11人だと思っています。それは大体法曹三者が5人で、これは書いても書かなくてもおそらくそういうふうな運用になると思うんです。そうすると、法曹三者よりも何人でも法曹三者以外の人が多いということが必要だと思えます。法曹三者の人はぜひ理解してほしいんですけども、法曹三者の方はいつもいつも大体一緒ですよ。研修でも一緒だったし、あとは裁判ということを通していつも一緒なんですけれども、私たちはいつもいつも一緒じゃないわけです。いつもいつも一緒でない人が別な社会の言葉で伝達するわけですから、それはすごい大変なんです。いくら学識経験者と言われている人たちでも大変だと思うんです。

そうすると、多様な意見を取り入れるだとか、国民に対する透明度を高めるだとか、国民の司法参加ということを考えたら、先ほど青木委員がおっしゃってましたけれども、非常にシンボリックなものだと思うんです。国民の目にもいろいろなことが我が国社会の中で改革されている、変化しているということをきちっと打ち出すことが必要なわけでありまして、そういう意味では今9人説と11人説があるわけですけども、11人で、そして多くの多様な人たちに参加してもらうということを明確に示すことが重要なのではないかというふうに思っております。

会議の進め方、意見の述べ方などはいろいろな工夫の仕方があると思いますので、それは委員会の運用の中でやっていただければよろしいのではないかというふうに

思います。

【遠藤委員長】大変貴重なご意見をありがとうございました。

土方委員は先ほど伺いましたが11名。

それから、堀越委員は9名。

それから、堀野委員が11名。

【松尾委員】同じ意見で11名です。シンボリックという言葉をお使いになりましたけれども、この改革審議会なり改革推進本部の動きそのものが法曹三者に対する国民の要求というふうにとれるわけですね。法曹三者の方が数が多いというのは、形としていかがかと、その点だけなんです、そういう意味で5対6が相当かなと私は思います。

【宮崎委員】私は法曹出身者ですので、意見は述べません。

【宮廻委員】私は11人がいいと思います。

ちょっと2点ほど簡単に申し上げます。

1つは、今裁判官が、いろいろ批判されたりしているのは、それが当たっているかどうかは別としまして、法律知識の面ではなくて、世間常識がどうか、そういうことを批判される場合が多いと思います。そういう意味では、選ぶ側が法曹よりも非法曹の人が多いということは、今後は裁判官を選んだ側に責任があるということがはっきりするということになると思います。

それから、非法曹の人が裁判官を選ぶということは、今までとは全く違った裁判官像が生まれる可能性もあると思いますので、ある意味で先ほどから話に出ておりますように、国民の司法参加についての決定的なイメージを与えるものだと思います。そういう意味でも法曹よりも非法曹といいますが、学識経験者の方が多いということを積極的にこの委員会で打ち出した方がいいのではないかと思います。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

あとは宮本委員は先ほどおっしゃったように11名ですね。

これは多数決で決めたくないんですけども、私がメモにとった限りでは、宮崎委員が結論を留保されましたので、16人の委員からご発言がありまして、8対8だったらどうしようと思っておったんですが、9対7で11名という方が多かったように理解して

おるんですが、間違いございませんか。

こういう問題は多数決でというのも実に後味が悪いんですけども、これしかないの
で、大変恐縮ですが、11名ということで当委員会の結論として採用させていただき
たいと思います。ご了承ください。

次なる問題はこの構成比率をどうするかという問題なんですけど、11名となると法曹三
者が5名ということがおおむね皆さんの議論の中でコンセンサスとして一致されてきた
かと思われまので、5対6あたりになるのかなと。ただ、これは要綱案、規則で例え
ば法曹三者を何名とする、裁判官を2名、弁護士を2名、検察官を1名、学識経験者
を6名とするというところまで盛り込まなくていいんでしょうね。通常どうしておりますか。

【小池幹事】定め方としては、両様あるんだらうと思いますが、先ほどこの会議でもご
指摘がありましたように、例えば弁護士であり学者であるというような方もおられるわ
けですので、いわば定性的に11人はこういう方で構成されると。ただ、運用上、こ
でご議論いただいたようなものを考慮すると。ほかのところも定性的な定め方をして
いるものが最近の定め方では多いようでございます。

【遠藤委員長】これは法曹三者と学識経験者をもって構成するという程度にとどめて
おきたいと思います。それからもう一つ、学識経験者の範囲をどう考えるべきかという
問題があるんですけど、もちろんここでご議論いただきたいと思うんですけど、これも要綱
案の中に学識経験者とはということで具体的に盛り込むことは一般的にはないでしょ
うね。

【小池幹事】学識経験者というのは、学識を持つ方、それから経験を持つ方、両方持
つ方、今は学識経験者ということで両方包含しているようです。

【遠藤委員長】そういうご理解で、ただ学識経験者の範囲について、前回来ご議論は
多少いただいているんですけど、この際特にこういう点を留意しておくべきというよう
なご意見を重ねてお述べになりたい方があれば、ご発言いただきたいと思います。

【長谷川眞理子委員】ぜひ自然科学系の人を入れてください。自然科学者というか自
然科学系の発想をする人を入れてほしいということの理由の一つは、人文社会系と
理科系で本当に考え方が随分違うということを私はずっといろいろつくづく痛感しており
ますので、世の中の多くの部分は人文社会系の人たちによって動かされているので

すが、理科系、自然科学系の発想の仕方は絶対今後必要だと思います。

それから、いろいろな裁判に係ることで環境問題とかDNAとか、すごく自然科学の知識が基礎になったことで争われることもこれからずっとずっと増えると思いますので、その2つの意味でぜひ自然科学系の人というのは入れていただきたいと思います。

【中田委員】やはり中立、公平、公正性の確保ということが一番大事でございますので、特定の利益団体とか組織の代表は入れないとする必要があります。

【宮本委員】4ページの上の注、これはどのような取扱いになるのか、委員長に質問します。

【遠藤委員長】これを実はこれからお諮りしたいと思っておったんですが、4ページの注には、最高裁判所は学識経験者のうちから委員を任命するに当たり、できるだけ多方面の意見を聴取して、適切に責任が行われるよう配慮すべきであると書かれています。これは要綱案に書き込むわけにはいかないと思いますが、先ほど小池幹事からご説明いただいた確認事項の中に入れるか入れないか、入れるとすれば表現はこれでいいのかどうか、このあたりを小池幹事の方からご説明ください。

【小池幹事】表現ぶりの細かいところはまた工夫いたしますが、こういった趣旨のものを確認事項に入れてはどうかということで注記いたしました。

【遠藤委員長】私もこれは極めて大事なところだろうと思いますが、これは要綱案に入れるわけにもいけないと思うので、せっき確認事項のペーパーができるようございますので、議事録の中には十分残っておるのですが、要綱案と一体をなすものとして、委員会ではこういう議論が出たと、十分留意してほしいということをそのために確認事項の中にぜひとも入れていただきたいと思うんですが、それにはご異論はございませんでしょうか。確認事項ではだめだと、要綱案の中に入れるべきであるというご意見があれば、もちろん承りたいと思いますが、それはよろしゅうございますか。

そういうことで、あと6番と7番と8番、6番は委員の任期が3年、再任できる、非常勤、7番は委員長、互選により選任、会務を総理し、委員会を代表、事故あるときはあらかじめ云々と、それから議事については過半数出席しなければ議事を開くことができない、出席委員の過半数で議決して可否同数のときは委員長が決すると、ここまでのところは極めてテクニカルな問題も含めて、恐らくほかの各種委員会の事例を参考と

されながら、準備会の方でおまとめいただいたんだろうと思いますが、これはよろしゅうございますか。

それでは、次の委員会の権限、9番でございますが、委員会は所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは指名候補者に対して必要な説明を求め、また候補者の意見を聞くことができる。それから、協力依頼については必要があると認めるときは裁判所、検察庁、日弁連、弁護士会、その他の者に対して必要な協力を依頼することができる。委員会自体の権限として、必要最小限度これだけのことは設けておこうと、こういう前提でまとめていただいたんですが、この表現はおかしいとか、もっと権限事項としてこういうことを明記すべきであるとか、これは削ったほうがよいとか、いろいろなご議論があるのかもしれませんが、この点については少し幅広くご意見をいただきたいと思います。

【宮本委員】この点について、私の考え方をまとめたものを私の「意見」の2ページの囲みで書き出しておりますが、(1)については書き方が煩瑣ではないかと思って若干修正をした部分と、あとは「面接をする」を入れたらどうかということであります。

一番大きい問題は(2)の協力依頼についてで、この協力依頼の条項は私のペーパーの2ページの下から2つ目の「 」のところ。協力依頼とは、つまりは官庁に対する協力依頼、いわゆる官庁間の共助に類することが意識されていると思います。個人に対しての協力依頼は、委員会としてあり得ると思うんですが、それは「弁護士会その他のものに対して」ということで読み込むことができるかもしれませんが、若干表現として無理があると思います。したがって、(2)は、これは官庁とか団体とか、それに準ずるものについての協力依頼として(3)を新しく設ける。この(3)で個人を意識して資料、情報を有すると認められる関係者からの意見聴取、資料、情報の提供の依頼と、項を立てたらどうかと考えます。

(4)、(5)は、これは議論があると思いますが、委員会からの協力依頼をするのと逆に情報を持っている裁判所、検察庁、弁護士会、あるいは情報を持っている個人から資料提供ができるという規定がある方が万全であろうと思います。規定の仕方については、かなり不備があることは自覚していますが、ぜひ議論をしていただきたいと思います。

【遠藤委員長】今、宮本委員のご発言の中で、確かに私もやや同感な面があるのは、一番最初の1項、「必要があると認めるときは必要な説明を求め」というのは、この要綱案というか、規則としてはちょっとどいような感じがしなくもないんですが、これは幹事の方で何か意味があるのかないのかだけ冒頭にちょっと確認させていただきたいと思います。

【小池幹事】これは定め方の問題ですが、最初の「必要があると認めるとき」はどうかというときにするのかという場合でして、次の「必要な説明」というのは、必要な限りで説明を求めるということで、次元が違うことであると。同様の定め方の最近の用例を見ますと、こういうふうに厳格に書き分けているのではないかということを書いてみると。いずれにしても、ここは、実質の問題ではなく、最後の条文の書きぶりの問題であると思います。

【遠藤委員長】ちょっと表現がくどいように思われなくもありませんが、なるほど言われてみると確かに次元は違うんですね。最初、私は屋上屋を重ねるような表現かと思っていましたが、この表現は少し準備会の方でさらに詰めさせていただくとして、実質的な問題は今、宮本委員がペーパーの2ページの四角で囲んでいるところで少し整理をして、また追加をして、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)ということ、より明確に委員会の権限事項を規定したらどうかと、こういうご提案があったわけですが、この点についてももっと幅広くご意見を承りたいと思います。

【松尾委員】宮本委員のペーパーの中の9の(4)については私もこういう規定が要るのではないかという意味で賛成ということなんです。

それで、ちょっと大事なところですので、若干4点ほどご意見を申し上げたいんですが、この裁判官の任用についての委員会、これについては改革審議会の意見書でも、「この機関が十分かつ正確な資料、情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する判断を行うことが可能となるように」ということがはっきり書いてあると思うんですね。前回、前々回と2回とも申し上げたんですが、私は最高裁が今日の議論でも当然この委員会に資料を出すということが前提で述べているわけなんです、最高裁の出す資料というのは、いろいろな資料を出されるということがあり得るんですが、当局がスクリーニングした資料ということになると思うんですね。それで、私はそのほかに今

度の司法制度改革の動きの中で外部の意見をもう少し取り入れたらどうだと、この点についてはそういう方向での議論がなされたわけですが、外部の見方が率直に記載されている資料というものがこの委員会にできればストレートに集まった方がいいというふうに考えています。

これは申し上げましたように、外部の見方が率直に記述されている資料としてどんなことが考えられるのかは、前回でも申し上げたところなんですけど、その点については検察官も協力できるのではないかと。日々の裁判官の活動に接しているという意味では、検察官、検事ですね。それから、民事では両当事者の代理人というんですか、法律から言うとそういうことになるわけなんですけど、広く国民から意見を求めるということもあり得るかもしれませんが、非常に現実的でかつ実現可能な資料の収集ということから言えば、そうした関連する当事者の代理人といいますか、法律家から率直な意見を出してもらったらどうだろうか、そういったものがこの委員会に資料として集積されて出されてくるというのが、国民サイドから見ても、単に最高裁当局の資料、これは大変重要な資料であることは間違いありませんが、そのほかに外部の意見もそういう形で反映されて、そうした豊富な資料を前提に、この委員会が下部委員会、あるいは中央の委員会と段階を追って適任者かどうかの判断を的確にしたということが考える上では必要だろうと思うんですね。

それで、その場合に私のイメージでは、仮に検察官にそれを求める場合には、前提条件としてこれは責任を持った意見を出される以上、名前を記すると、記名ということが前提になると思うんですね。

それから、プラスの評価は大変優秀だったということだからいいようなものですが、マイナス評価については、この地域委員会なり地方の委員会が具体的に判断できるように、どういう点でマイナス評価をしたのかと。例えば、かくかくしかじかの差別的発言があったということであれば、それを具体的に書いてもらおうと。あるいは当事者の意見を無視して非常に独断専行であるというならば、どういう点がそうなのかということを書いてもらわないと単なる誹謗中傷に終わってしまうということになりますので、そうした具体例も記載するということが必要だと思っております。そういったことは個々の検察官名で資料として集積して、この地域委員会に提出するということが必要ではない

かと思えます。

その地域委員会と中央の委員会はある意味で二重にチェックをするわけですね。ここには先ほど法曹三者と学識経験者という非常にある意味ではかなり高度な方々がお集まりになるわけですから、ここで二重にチェックをすれば、そういった生の資料が出されても、それが不当に扱われるとか、あるいは何か目的外に利用されるというようなことはチェックできるのではないかと思います。

そこで、この要綱案の方は問題だなと思うのは、必要な協力を依頼することができるという、委員会側が依頼した場合にこの関係機関が動く形になっているんですが、それは提出できるというふうにすべきかなと私も思うんです。

それは2つ理由がありまして、一つは求められたら出すということでは、なかなか日常のそういう情報の提供ということをシステムとしてやっていく場合に、なかなか動きにくいということですから、出すことができる。つまり現実には地域委員会にそれが常態として集積されて出されるということでない、なかなかシステムとして動かないだろうというふうの実務家としては思います。

それから、求められたら出せるというのは一見柔らかい表現なんです、これはそういう資料を具体的にその地域委員会なり地方委員会なりの形として集積させていくというような仕組みをつくるということが大事だという点から見ると、必要な協力を依頼することができるという表現はちょっと弱いし、また非常に本質的なところで物の見方としてもう一步進んだ形にすべきだ、そんなような感じがします。したがって、宮本先生のペーパーの(4)は入れるべきではないかなというふうに思います。

【中田委員】私は宮本委員、松尾委員の意見とは違う意見になります。

まず、委員会の権限という項目のところでは要綱に記載するものとしましては、この要綱案のとおりで私は必要にして十分であるというふうに考えます。特に宮本委員のペーパーの2ページの(4)と(5)というのは、不必要であると思います。委員会の権限を定めているところで、委員会が最高裁判所から諮問を受けたら、その委員会が主体的に検討をされて、必要があれば照会するなり協力依頼をするという規定があればいいのでありまして、逆にそうでない者の権限を規定するということはいかがなものかと思えます。私はこの要綱案で十分機能するものと思います。

【青木委員】松尾委員の方から(4)についてのご意見があったわけですが、私は宮本委員の(5)を何らかの形で支持したいというふうに思います。委員会が裁判所、あるいは弁護士会、検察庁というような既存の組織を通じて情報を集めるということは絶対必要なことでありまして、それを否定することではないんですが、そういう組織を通じてスクリーニングされない重要な情報というものが有り得る場合もあると思います。特に今までの裁判官の任用とは違ったルートから、裁判官に参入しようとする人が将来もっと増えてくるかもしれないと思うんですね。

例えば、行政官であって、いろいろな専門的な事項について非常に知識を持っておられる方だとか、あるいは場合によって外国で法曹の経験を積まれた方が応募されるとかということだって将来はあり得ないことではないと思うんですね。そうした場合、そういう方々が自分たちをいわばマーケティングするといいますが、帰属組織の意見だけじゃなくて、学識経験者の方の推薦状みたいなものがこれから重要な情報の価値を持ってくるんじゃないかというふうに思うものですから、そういう道を残しておいた方がいいんじゃないかというふうに私は思うわけです。

ただ、(5)をこのままにしておきますと、中傷とか何かネガティブな意見が、例えばインターネットを通じてがんがん来るのを委員会が全部見なきゃいけないということになると大変ですから、例えば指名候補者に関する資料・情報を有する者は指名候補者の依頼に基づいて意見を述べるができるかという形でもって、ポジティブな意見を述べる機会を残してはどうかというふうに思います。

【竹崎委員】まず、幹事の方に質問したいのは、この要綱案の4ページの委員会の権限で、「裁判所、検察庁、弁護士会その他の者」という、この「その他の者」というのは個人は含まれるのか含まれないのか、人である場合、個人というのは対象にしないということになるのかどうか、この点を確認しておきたいというのが1つです。

それから、もう1つ、宮本委員にお尋ねしたいのは、「裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会は、委員会に対して、指名候補者に関する資料・情報の提供をすることができる」と、これは組織検察庁、あるいは組織日弁連が情報の提供をすることができるという、こういう趣旨でしょうか、その2点について伺います。

【小池幹事】「その他の者」には、個人は含むという考えでございます。

【宮本委員】この(4)は、(3)の裏返しといえますか、(3)と方向が違うというだけです。ですから、(3)の協力依頼が裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会、これらの組織に対して行われるものであろうと私は想定いたします。つまり例えば弁護士から裁判官を希望する人がいる場合に、委員会が弁護士会に対してこの弁護士は過去に弁護士会の懲戒を受けたことがあるかどうかというような照会をする。これは組織弁護士会に対する協力依頼であると思うのです。そのようなことで、(4)の場合には組織弁護士会、その他が情報を提供するということがあるかもしれないと思います。そのことを規定しておいたらどうかということでもあります。

それから、中田委員がおっしゃるのはまことにごもっともで、私もそう思います。この箇所にこのような規定を設けることが要綱として適当かどうかというと、内心忸怩たるものがあるものですから、「9 委員会の権限『等』」と入れているのですが、そうはいつでも、ここに規定するのは不適當だと言われればそのとおりで、青木委員おっしゃるように、どこかにこのような趣旨のものを入れていただけると、それで私の考えている目的は達せられるわけでありませう。

【竹崎委員】重要な点ですので、もうちょっと確認させていただきたいんですが、先ほど松尾委員がおっしゃったようないわゆる組織検察庁として、例えば責任がある意見を適否について述べるということをおっしゃったのと、宮本委員が先ほど懲戒請求を受けたことがあるかと、それは組織日弁連でなければわからないことですから、組織日弁連として回答される、これは当然だろうと思うんですが、組織日弁連としてこの人が裁判官としてふさわしい、もしくはふさわしくないと、そういうことについて意見を述べるということもこの(4)の中に含めたご主張なのかどうかということですか。

【宮本委員】それは当然含んでいない趣旨です。要綱(3)の「協力依頼」とは、官庁間の共助の類と先ほど言いましたけれども、(4)もそのような性質のものに限られるだろうと思います。

【遠藤委員長】具体的な情報の提供に限られるだろうと、こういうことですか。

【宮本委員】そういうことです。

ですから、裁判官希望者に対して、弁護士会なり何なりがこの人は適任であるというようなことを述べたりということはないということですか。

【松尾委員】私も検察庁の意見として、この地域委員会なり中央委員会に取りまとめて意見を付して出すというのはいかなるものかというふうに思います。ですから、私が先ほど申し上げたのは、記名にしるというのは、それぞれの立ち会ったときに問題があると、あるいはこういうような意見だということで、検察官個人名を出した資料があるわけで、それがこの委員会に集積されればいいということですから、検察庁としてそれを取りまとめてということは、検察庁のバイアスがかかりますし、1つ検察庁組織としての意見が入ることになるので、これは適当ではないだろうということで、あくまで個人的な検察官としての意見というふうにご理解いただければと思います。

さらに言えば、この地域委員会と中央の委員会には、先ほど議論いただきましたけれども、最低1人は検察の代表者がいるわけですから、その代表者が地域委員会の委員として、個々の検察官から出てきた意見で適当でないものがあれば、それはそれでそういうふうに意見を言えばいいんだろうと思うんですね。ただ、あくまでそれが委員としての意見であって、組織検察庁としてその意見を言うということではない。そのような形を考えればいいのかなと思っています。

【竹崎委員】この問題は非常に難しいところがありまして、特に裁判官の適否に関して、前回ご説明いたしましたように、裁判所としては毎年の人事考課の中で当事者の方からの意見というものを受けとめるべきだろうと思います。そこでは、当然当事者の方から具体的な事実を提供していただいて、それに対していわば評価を受ける裁判官個人の反論の機会、あるいは説明の機会をも確保した上で評価が行われるべきであろうというふうに思っているわけでありまして、

ところで、出てくる形態が個人の形態であっても、長年の蓄積を背景にして、例えば10年分一遍にどかんと事実を出されれば、説明を求められる側では反論のしようもないということにもなりかねないわけでありまして、前回幹事としてですが、全体像を見ていただきたいと申し上げましたが、そういう毎年行われる人事考課の中に当事者的なものがある程度反映されてしかるべきである、そのことを前提に考えていただく必要があるであろうと思います。その上で、さらにこの委員会に具体的な情報の提供を求める必要がある場合という、その限度のもので考えていただくということが必要なのではないかと考えているわけです。そうでなければ、これは裁判の独立の問題とか

なり抵触する問題になりかねませんので、そのところの取扱いは慎重にお願いしたいというように思っております。

【宮本委員】私が提案した(3)、(4)、(5)は、これは全く技術的な資料、情報収集の方法に関するもので、ですから裁判官の独立とか司法権の独立には全く関係しない。

【竹崎委員】そうであるならば(3)、あるいは現行規定の中で(4)、(5)は実はすべて読めるんでないかと思います。先ほど中田委員が言われましたが、(4)、(5)を設けなければこれが出せないというものではない。一般的な当事者に対する依頼ということで、実を言うと関係ある人の意見というのはすべて吸収できるであろう。そうすると、現在のこの要綱案の中に規定されているものの中で、(4)、(5)の行為が妨げられる理由は全くないということになるんだろうと思うんです。これをあえて設けるということは、何かそこでこういうものについて、あえて言わなければいけないんだという感じの規定を設けなければならないかのように読めるわけですが、委員会の権限として見るならば、現在のところでそういう資料はすべて集めることができるということになると思うので、定める必要はない、別途に規定する必要はなかろうというふうに思います。

【遠藤委員長】いかがでしょうか、時間があと1時間を切っているわけですが、こういうことあたりでご賛同をいただきたいと思うのですが、お諮り申し上げたいと思います。

この要綱案の4ページの9の(1)については、多少字句の問題で準備会の方で検討させていただきたいと思いますが、(2)の協力依頼ですが、宮本委員のご提言、松尾委員や青木委員のご趣旨、よくわかるような気がするんですが、もし仮に弁護士会なり検察庁の方から積極的に意見を述べておきたいような側面があった場合には、恐らく実際問題としては弁護士委員なり、検察官委員を通じて、全体委員会の方で強くそれをお求めになって、ほかの委員方になるほどそうだと、これはぜひとも聞いておかなければならないという事柄であれば、恐らくご賛同は得られるんだろうと思うんですね。

ですから、私としては、権限事項でございますから、権限事項として従前から言っているように、「検察庁、日弁連、弁護士会その他の者に対して必要な協力を依頼することができる」と、こういう権限事項を明記しておけば、実際問題としてそういう必要

性が生じた場合には、関係委員の強力な提言によって、協力の依頼をすれば跳ね返ってくるわけですから、必ずしも宮本委員や松尾委員のおっしゃるように裏側の方から何々することができるということを書いておかななくても、さほど現実的には乖離はないように思います。

もう一つは、改革審の意見の中に裁判官の独立を侵すおそれのないよう十分に配慮しなければならないと、宮本委員や松尾委員のお話を伺ってみると、なるほどそういう趣旨でおっしゃっているんじゃないことはよく私としてはわかるわけですが、ひとり歩きしてしまって、そういうおそれにつながるようなことだけは排除しておいた方がいいのではないのでしょうか。そういう意味で、(2)の協力依頼については最小限度、こういう権限事項だけを残しておいて、あとは新委員会の運用でやっていただくというようなことで何とかご賛同が得られないものかなというふうに思うんですが、宮本委員、いかがでございましょうか。

【宮本委員】小池幹事の今のご説明に「その他の者」に個人も入っているという点がありましたけれども、そのことをこの場では確認できても、これが要綱になった場合に、そのようには読めないということになって、その解釈がそれこそひとり歩きし始めるといった可能性を心配します。

私は先ほどから言うように、「その他の者」とはここに列挙したものに準ずる者というふうに思いますので、個人ではない。例えば、A弁護士、B弁護士に聞きたいという場合に、それが協力依頼の範疇に入るかどうか、これが心配なので、先ほど来の確認事項なり何なりに「その他の者」には個人を含むということは入れておいていただきたいと思います。

【遠藤委員長】確認事項の中にそれを入れるということについては、小池幹事、どうですか、よろしいでしょう。

【小池幹事】結構だと思います。

【遠藤委員長】そうですね。

個人を含むという確認事項をしておけば、今私が申しあげましたように、あるA弁護士ならA弁護士がこういう情報を持っていると、弁護士出身の委員がぜひ聞いてみてほしいと。ほかの委員がそれは聞くに足らないということであればともかく、皆さん賛同

して権限事項がこうなっていて、しかも個人に対して協力も求めることができるとなれば、その権限事項をフルに活用して動き始めることができるわけですから、運用面においては宮本委員、松尾委員おっしゃっていることとさほどの違いはないような気がいたします。

【松尾委員】私は必ずしも委員長の言葉ですけれども、納得できないという点があるんですね。

1つは、最高裁の人事評価に外部意見を取り上げると言っていますけれども、どういふことをお考えなのか、今必ずしも見えてないんですね。私が申し上げたようなそういう具体的に問題があった場合に具体例を集積されるということが手続的に保障される制度をお考えなのか、あるいはそういった生の資料が最高裁の当局に人事考課のために毎年出されたものが、だったらそれを生の資料で地域委員会と中央委員会に出す方法でもあるんじゃないかと。つまり最高裁の判断を入れないで、それをこの地域委員会、中央の委員会というある意味での外部の委員が入っているところでもう一回チェックを受けるということがあるのであれば、私はそれでも結構かなと思いますけれども、人事考課に外部意見を取り上げるといっても、果たしてその改革審議会のような十分正確な資料とか情報、実質的に適任者を判断できる資料ということで、それを取り入れられるのかどうかというのが今はまだ何もわからない段階で、そうするんだからという議論はちょっと早いんじゃないかと思います。

それから、もう一つは先ほどの人数のところ5対6ということでここでまとめられたということなわけですけれども、青木委員のおっしゃったように、国民サイドから見て国民参加と、あるいは国民が司法にもう少しかわりを深くしていくと、裁判官の選任にも及ぶということが議論の流れとして受けとめるのであれば、その際の判断資料に私がこだわるのは、人事権者である最高裁から出されるものだけを基本的にして、あとは委員会が求めれば提出できるという形は形としておかしいんじゃないか、その委員会に資料が生形で出されるという形をとることが必要なんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですから、しかも委員会自体でいろいろと判断する余地があって、二重にチェックを受けた上で、なおかつ名簿を作成する権限は最高裁が握っているわけだから、そ

それを斟酌して名簿を作成すればいいので、その門戸は広く開けるべきだということであれば、要綱上でも必要があれば求めることができますよと書くだけじゃなくて、この後の書きぶりのところに多少戻りますけれども、そういう関係のところではそういう情報を持っていると思われるところは出せるというふうにしておくと、形としてはその方が説明的だろうと、かつ現実的だろうと思うわけです。

それから、それは例えば宮本委員の(3)で全部吸収できるとか、あるいはこの要綱案の(2)でそれを実質的には全部吸収できるというのは、それは違うだろうということで、私は必ずしもそういうふうなものをおまとめいただく点については、異論があるということでぜひとどめておいていただきたい。

【遠藤委員長】松尾委員のご意見はご意見として十分とどめさせていただきたいと思えます。

特に第2回の委員会か何かで松尾委員のご発言があった部分、私もそれは全面的に賛成で、検察官や弁護士は訴訟代理人や弁護人、あるいは検察官として法廷に關与しているわけですから、意外とこの間から申し上げているように、勝った負けたとか、有罪無罪だということの評価とは別に、裁判官に対する的確な評価ができる立場にあるわけです。

できるだけそういう声はくみ上げてもらいたいと思いますが、要は直接的な形でそれをくみ上げるか、あるいは山崎幹事があのおときご説明されたように、ワンクッション置いた形で組み入れるかどうか、それから人事評価の面については、先般来竹崎委員や山崎幹事がるる説明されているように、それを反映させるように工夫しているんだというご発言もあったわけでございまして、そういう形で取り入れるべきかなというふうには私は個人的に考えているわけですが、仮に多くの弁護士が、あるいは多くの検察官が共通認識として今、松尾委員がおっしゃっているような認識を抱いている場合には、さっき私が申し上げたように、弁護士委員であるとか検察官委員を通じて、まず委員会に対してこういう情報を得ているので、ぜひとも委員会の方からどこそこに照会してくれと言え、打てば響くようにそれは跳ね返ってくるんだと思うんですね。ですから、必ずしも権限事項の中で裏側の方から何々することができるというふうなまでに定めなくても、必要最小限度この要綱案の4ページの協力依頼事項として明記

されているわけですから、それをフルに活用していただければいいというふうに思っておるんですが、松尾委員のご意見自体は大変貴重でございますので、それはそれとして、松尾委員以外の方々、今の私の要約ということでご賛成がいただけるものであれば、そういう形で原案を認めるということで処理させていただきたいと思うんですが。

【堀野委員】松尾委員のおっしゃることの趣旨は私は十分理解できるし、それはとにかく風通しのいい機関にしなければいけないということですね。そのことはとにかく確保されなければいけない。それを要綱の上はどう反映するかというのはまた別問題ですけれども、最高裁内部の資料が主であって、そうでない資料が従であるという印象を与えるようなものであってはならないんじゃないだろうかということです。その1つの問題としてこの(2)の中で、宮本委員も指摘されていますけれども、この協力依頼という言葉が官庁間共助の程度にとどまるんじゃないかという印象を与えます。この書き方ですと、組織裁判所とか組織検察庁に対する協力依頼というのが主になってますね。そうすると、弁護士であれば懲戒の前歴がないか、裁判官については分限裁判を受けたことがないかとか、いろいろなことで組織としてしか知り得ない情報を求めているといったような狭い権限としてとらえられるおそれがあります。

そうすると、宮本委員のこの修正提案の中で「資料、情報提供等の」というのを入れることを考える必要があるのではないのでしょうか。これはまた組織としてそれをつくり上げて出すということになると、司法の独立に関する問題が出てくるおそれもなきにしもあらずですけれども、単なる官庁間共助で庁、会しか知らない情報の授受という範囲を超えて、具体的な情報や資料の提供を求めることができるということが、要綱の中に明示されるべきではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

【竹崎委員】例えば、それは情報の提供等必要な協力をと、こうすればよろしいというご趣旨でしょうか、それとも主体を変えなきゃいけないということになるわけですか。

【堀野委員】例えば検察庁に情報提供を求めることができるとすれば、検察庁という機関に対して直接庁として持っている情報をという、そういうふうにとられるおそれもあるんで、それは好ましくない。私のイメージは検察庁を通じて、あるいは検察官委員を通じて、検察官の持っている具体的情報が提供される。それから、弁護士会を通じて弁護士が持っている情報が委員会に伝えられる、そういったルートでの情報なり

資料の集積が必要だということです。裁判所が今やられようとしている人事評価における外部評価の導入、これは高く評価しているんですけども、再任時点における生の情報の風通しがこれが非常に重要ではないかということで申し上げているので、それを規定上どういうふうに表示すれば一番いいのか、それはまだ私も技術的なことはよくわかりませんが、原案ではちょっと不足のような感じがします。

【長谷川裕子委員】私も要綱案の4ページの(2)の読み方が非常によくわからなかった。(2)の「その他の者に対して」というのが非常によくわからなかったのと、「必要な協力を依頼することができるものとする」という、その「必要な協力」というのは何を指すのかなと、「その他の者」というのを何を指すのかとか、「必要な協力」というのは何を指すのかということについて、解釈が必要なのではないかなと思っていて、ここは質問したいとは思って来たんです。

今、議論の中で堀野委員からも資料、情報提供などということになると、その「必要な協力」というのが非常に明らかになってくるとのことと、「その他の者」というのが議論したときは要するにいろいろな関係者だとよくわかるでしょうということで議論してきたと思うんです。そういうのが読み込めるようなものにもう少しこのところはひと工夫必要なのではないかと思います。

【遠藤委員長】今、何人かの方々からご発言があったんですが、1つは要綱の中に少し疑義を残さないような形で明確に入れるということを考えるとすれば、弁護士会、その他のものに対して資料、情報の提供を求めるなど、必要な協力を依頼することができるものとする、こういう書きぶりをするか、あるいは確認事項の中に落として、先ほど竹崎委員からご質問があって、小池幹事がお答えになったように、「その他の者」というのは個人も含むのかどうか、それから資料、情報の提供を求めることもできるんだとかということを確認事項の中に明記して、疑義を残さないようにするという扱い、いずれかかなというような感じはするんですが、これは今私が申し上げたように、少なくとも資料、情報の提供を求めるなど、必要な協力を云々というこの要綱案に格上げして、そこを入れるということは幹事の方はいかがでございますか。

【小池幹事】今、ご議論がありますことは、この書き方が悪くて申しわけございませんが、含めたつもりでございます。そのほかにも会って面談するとかということもあり得

るわけです。ただ、委員会とか最高裁における委員会が個人の方に例えば情報の提供を求めることができるというのは、その受けとめの問題もあるだろうと。要するに、強制力を持たないということから、「必要な協力を依頼することができる」という書き方をむしろしているわけです。そこのところはもう少し書きぶりの問題でございますので、今のご議論を踏まえて、要綱の中で書くことを検討させていただければと思います。

【遠藤委員長】時間の関係もございますので、今日のご議論を踏まえて、準備会の方でどの程度要綱の方に吸い上げることができるかどうか、リアクションその他の問題もありますので、あるいは確認事項に落としてまとめていただくかどうか、いずれにしても今日何人かの方々からご発言があったところは大変重要な指摘だろうと思しますので、それにどこまでこたえられるかどうかわかりませんが、次回の最終委員会までに準備会の方でそういう工夫をしていただくということで、基本的にこの4ページの委員会の権限ということをご承認いただくということを取りまとめをさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

それでは、問題は下部組織が残っておりますので、まず下部組織については5ページの一番冒頭に名称、準備会としては「地域委員会」という表現を用いたわけですが、星印では例えば地方委員会、地区委員会、ブロック委員会などの名称が考えられると、理念的にこれは絶対まずいとか、かくあるべしというほどのものではないと思うので、どのあたりが一番受けとめ方として穏当かというところあたりの議論になるように思われます。

地域委員会は各高裁の所在地に置くものとする、ブロックごとに置くものとするということでございますので、地方委員会となると、これは地方裁判所ごとに置くわけではないので、ちょっと具合が悪いのかなというような感じもしなくもございませんが、地域委員会でいいのか、あるいはほかの名称がいいのか、格別この「地域委員会」は困ると、こういう委員会名称にしてほしいという方がいればご意見を承りたいと思しますが、特にそうでなければ原案どおり決定させていただきたいと思しますが、いかがでございましょうか。

よろしいですか。これは地域委員会ということでおさめさせていただきます。

それでは、11番目の地域委員会の所掌事務等に入らせていただきたいと思いますと思いま

すが、まず地域委員会はこの1.)、2.)、情報収集して取りまとめを行う。それから、取りまとめ内容を委員会に報告する。それから、大きな(2)としては報告するに当たって必要な意見を付することができる。これ自体は特にご異論はないのかなというふうに思っておりますが、問題はここで2つの星印がついております。1つは委員会が地域委員会に対してどの範囲の候補者に関する情報収集を求めるかという問題、2つ目は地域委員会が例えば一次的な審査を行うべきかどうかというような問題、これを含めて一括してご意見を承りたいと思います。いかがでございましょうか。

その前に、これはどうも前から長谷川裕子委員からのご発言もあったわけですが、私も言われて見ると皆さん似たりよったりかなと思うんですが、中央の委員会と地域委員会の関係についてのイメージがいま一つぴしとしたものがわいてこないんですね。そこで、私の方から小池幹事の方をお願いをいたしまして、何とかわかりやすい概念図というかイメージ図といいますか、そういうものを作っていた上で、それをお示ししながら、こんなイメージでいいんじゃないかということをご説明してもらえないかということをお願いしておりますので、今日お手元に色のついたイメージ図がいつていると思いますので、小池幹事からご説明いただけますか。

【小池幹事】今、委員長からご指摘ありましたように、委員会と下部組織の関係はなかなかわかりにくいところがございます。この問題は制度発足後の運用にかかわる点も多い問題でございますけれども、ご議論の便宜のためにイメージ図をつくってみました。お手元のイメージ図をごらんください。資料13でございます。

このイメージ図をつくるに当たりましては、これまでのご議論をもう一度振り返って見たわけでございます。幾つかの前提にされていることを冒頭に申し上げます。

まず、最初に最高裁は諮問するに当たって任官希望者全員のリストを委員会に提出すること。そして、このリストは下部組織にも、これは管内別でございましょうが、提供されること。そして、2番目が最高裁は諮問するに当たって、任官希望者全員に対して人事評価に関する資料を提供すること。それから、最高裁は委員会の求めがあれば、これに応じて追加の資料を提供すること。それから、3番目としては委員会は最高裁から提供された資料では十分でないと考えるときには、独自にさらに情報収集を行うこと。それから、4番目に下部組織はその管内からの任官希望者について、指名

の適否に関する重要な情報を得た場合には、独自に情報の確認、あるいはさらに情報収集を行って取りまとめをして、これを委員会の方に提供すること、いわば独自の活動。それから、5番目に下部組織は当該管内からの任官希望者について、収集した情報に基づき、委員会の参考とするために、適宜その判断に基づいて、委員会に対して指名の適否等の意見、あるいは情報に関する参考の意見を述べると、こういったことが皆さんの頭の中にあったんだと思います。

そこで、そういったことを前提につくったのがこの図でございます。

まず、最高裁判所のところから矢印1.)が出ております。これが任官希望者全員について指名の適否を諮問すると。その際、最高裁は全員の名簿を提供する。そして、人事評価に関する資料を委員会に提供する。それから、委員会は必要に応じて最高裁に追加資料の依頼をすることになります。

それから、今度は2.)の矢印がございまして、委員会はこういった資料をもとに重点的に審議する必要がある任官希望者については、地域委員会に情報収集を要請するということです。そして、その地域委員会は右下にありますように、必要に応じて独自に任官希望者に関する情報を収集するということでもあります。それから、地域委員会に名簿が提供されるということでございます。

それから、地域委員会は関係機関に依頼して情報を収集して、要請を受けているような場合以外にも独自に情報を収集した上で、3.)の矢印でございますけれども、独自に収集したもの、それから要請に応じた者の情報を提供し、それから参考意見を述べるということになります。

それから、4.)の矢印がございまして、これは委員会は最高裁から提供された資料A、それから下の追加資料も含めますけれども、それから独自に収集した資料B、それから地域委員会が収集した資料Cが集まりますので、これに基づいて指名の適否についての意見、理由を含むものを述べるということでもあります。

ところで、あと破線の白い四角がございまして、これは前にも申し上げましたように、類型に応じてその情報の程度が異なってくるであろうと。修習生からの任官希望の場合には、主に研修所からの情報等を中心にしました資料Aが中心になるだろうと思います。

それから、弁護士等から任官を希望する場合には、最高裁に情報が乏しいわけですので、委員会は主に地域委員会が収集した資料Cとか、あるいは独自に委員会自体が収集した資料Bといったものを中心に審議することになるものと思われる。

それから、裁判官が任官、あるいは再任を希望する場合には、裁判官として執務した期間、通常は10年でございますが、そういった人事評価の情報が最高裁に集積しておりますので、もちろんこれは外部評価等をしたような情報も集積されているということになるわけですが、そういった情報Aを基本に考えつつ、独自に委員会が収集した情報B、あるいは地域委員会から得られた情報Cも総合して審議をして結論を出すと、こういうことでございます。

これらの点は冒頭申し上げましたように、委員会発足後の運用にゆだねられる点が多い問題だと思いますけれども、また今日の議論で修正すべき点等もあると思いますが、便宜上、こういうイメージ図をつくった次第でございます。

【遠藤委員長】今、小池幹事からご説明いただいたイメージ図について、これは違うんじゃないかと、こうあるべきではないかというようなご意見があれば、伺っておきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

【松尾委員】2.)の矢印が真下におりてますが、そのところに情報収集の要請というのがあって、「重点審議すべき対象者につき要請」とありますけれども、重点審議すべき対象者というのは、この上のピンク色の下級裁判官指名諮問委員会、ここではどんな資料に基づいてこれが重点だと絞り込むんですか。

【小池幹事】Aの資料に基づいてということになっております。

【松尾委員】そのところは、そうするといわば蒸し返すようですけども、最高裁から提出したAの資料に基づいて、重点審議すべきものをまず絞り込むという発想はいかかなものかなと私は思いますけれども、それで選別をまずしてしまうということが今までの議論の流れから言うといいのかなと思いますが、どうでしょうか。

【小池幹事】それはご議論いただければと思いますが、そこは一応まさにコントラバーシャルなものはそうだということで、これはこの絵でわかりますように、地域委員会の方で各地における情報に基づき、地方から要請がなくても、この人について問題だと

ということについては、独自の調査をして、また独自の参考意見を設けると。それから、実際上は中央の組織と下部の組織とは密接な連携をしていくわけでございまして、そこはむしろ今後の運用でございますので、いろいろ今日またご議論いただきまして、今後地域委員会が検討していく問題だろうと思っております。

【遠藤委員長】私の方からも幹事に若干質問をさせていただきたいことがあるんですが、私は前からこの地域委員会の情報収集の端緒といいますか、これがもっぱら中央委員会からの要請に基づいてのみしか動けないのか、あるいは独自に動けるのかどうかということについて、疑問を持っていたわけです。特に地域委員会は本日の概念図の右下の部分に「必要に応じて独自の調査」ということが書いてありますから、必ずしも前回堀野委員から下請け的な仕事だけに専念するのかというご質問があったわけですが、そうじゃないんだと、必ずしも中央委員会の方からこれについて調べてくれということに限定されたことだけしか調査活動ができないのかという懸念があったわけですが、それはどうも今日の概念図ではそうではないように思われます。そうすると、必要に応じて独自の調査をする端緒は何かということを前から疑問に思っていたわけですが、これまた今日のイメージ図によりますと、2番目の下に向かった矢印の中で任官希望者全員の名簿はとにもかくにも中央委員会だけではなくて下部の委員会にも、地域委員会にも全部提供するわけですね。そうすると、地域委員会の方で提供を受けた任官希望者全員の名簿を見て、5人か7人になるか、これは後で人数は決めるわけですが、委員が寄ってたかってこの人はちょっと問題ありそうだという場合は格別中央委員会からの要請がなくても、地域委員会で独自に調査をして上に上げることはできると、こういう理解でよろしいわけですか。

【小池幹事】おっしゃるとおりでございます。

【松尾委員】そうすると、中央の委員会から地域委員会には、ここでは「十分審議に付すべき対象者につき要請」とありますけれども、上の方にある人事評価に関する資料というのは、基本的に判断を加えずに地域委員会に全員についておられるんですか。

【小池幹事】そこはまた運用の問題でございましょうけれども、上部の委員会の方も私も考えておりますのは、Aのところ資料をもらいますけれども、またコントラバージョンなものを検討するときに、その黒い矢印、こういうものがございます。

それから、今度それを下部の方にどういうふうにしていくのかというは、これはまた今後検討していけばいいということだと思います。

【松尾委員】 そうしますと、例えば地域委員会にAの資料が全部来てないということになると、任官希望者全員の名簿はいただいたと、しかしこの人たちが個々に当局の評価はどうだったのかという資料Aが丸ごとないと、ここはこの人について情報をもう少し探ろうとか、あるいは本人に聞こうとか、そういうのはどうやってこの地域委員会は独自の活動ができるのでしょうか。つまり右下の「必要に応じて独自の調査」をする前提となる判断資料は何かと。

【小池幹事】 ここもまさに運用にかかわる問題でございまして、それは考え方としては、資料を全部地域委員会におろすということもあるでしょうし、そうでなくて名簿に基づいて行っていただくということもあるでしょうし、そこはさらにまた考えていただければと思っております。

【松尾委員】 私の質問に対する答えになってないんじゃないかと思うんです。運用の問題ではないんじゃないでしょうか。実質的に地域委員会が必要に応じて独自の調査をする端緒となる資料はどうあるんですかと、Aの資料が来ないのであれば何に基づいて、この人がどういう評価を受けていてどうかということはどうして知ることができるんですか。

【山崎幹事】 私もこれは立ち上がった委員会の運用の問題だと思います。いろいろな考え方があり得ると思いますが、恐らく通常は、中央の委員会で最高裁判所から来た資料などを見て、重点的に調査が必要だということになって情報収集の要請がされるのだらうと思います。そういうことで2.)の矢印が出てくるのですが、その際、この人にはこういう点が問題点としてあるので、その辺の資料を集めてくれというような発注の仕方があり得ますし、あるいは客観的にこういう資料が来ているので、それを踏まえた上で地域委員会で可能な限りの情報を集めてくれという発注の仕方もあるかもしれませんし、いろいろなパターンがあると思います。それで、そういった要請を受けて、今度は地域委員会で、いわば地元の情報を集め、その過程でさらに独自に集めるべき情報を広げていく、そういう活動につながってきて、充実した情報が集められ、それが中央の委員会にバックされて、実質的な審議がされる、そういうイメージではない

かと思えます。

【松尾委員】これまでの議論で、最高裁当局は意見を付さずに全員について名簿を提出し、かつ今のカラーの人事評価に関する資料Aを全員について適用すると、それは付さない方がいいというこの審議会の議論だったと思うんですが、そうするとこの中央の委員会は最高裁が格別ランクづけしないでもらってきた資料があるわけで、その中でそれは最高裁の資料だとこの人はいろいろ問題あるかなというので、重点審議すべき人を選んで下におろすのであれば、それは資料としては最高裁が中央の委員会に出した資料に基づいて基本的には考えると。ただ、ここのところで情報はいろいろな機関からその機関にとることはできると言いながらも、それは流れとしては明らかにどうもおかしいんじゃないかなと私は思うんです。

それだったら、最高裁から来た資料Aを全員につけて、地域委員会におろして、まず地域委員会で第1次審査をしていただくと、その結果を踏まえて中央委員会でもう一度スクリーニングして審査をすると、これの方が発想も単純だし、わかりやすいんじゃないでしょうか。それだと、地域委員会はこの資料Aに基づいて、今度はまさにこの人についてもう少し委員会なりに調べてみようかということもあるし、先ほど私が言った地域委員会に独自の資料が入っているのであれば、最高裁の当局が問題あるかなと思った人と必ずしも地域委員会なり中央委員会がどうかと思う人が同一であれば、こんな審議委員会なんかつくる必要はないわけですから、そのところの差があらわれないような仕組みになっているわけですね。だから、この表自体もちょっとわかりにくいし、説明を聞いた範囲では全く理解できないということだと思います。

【龍岡委員】まず、最初は中央の委員会で重点審議をするかどうかという点が問題だと思うんですけれども、それについては恐らく最高裁からそれに必要な限度の資料が提出されるのではなからうか。ただ、その中で、それだけでは重点審議をするかどうか振り分けできない場合があり、その場合にはさらに追加資料を求めるなり、その運用の方はあると思うんですね。

その上で、中央委員会から地域の方に資料提出を求めるということになるのかと思いますが、そもそも改革審の意見書が構想なり、あるいは想定していると考えられる委員会と地域委員会の関係から見ても、中央の委員会が指名の適否について審

査する、そして、地域委員会は委員会の要請を受けて情報収集をすることを中心とするものようにそれぞれの役割が位置づけられているといたしますか、そういう構想になっているのではないか。また、地方の委員会の方でまず第1次的な振り分けというのは、今述べましたように、中央の委員会で振り分けができる程度の資料が提供されているというふうに考えられることなどから見ましても、まず地域委員会の方で第1次的な審査をしなければならんということには必ずしもならないのではないかと思います。自主的な適否の審査権限を地域委員会に持たせるということは、審議会の意見書も構想していないと思われまして、またその必要性もないのではないかとこのように考えます。

【竹崎委員】松尾委員のようなご理解ももちろんあるだろうと思いますが、今、龍岡委員が言われましたように、この審議会意見書を見れば、「この機関が十分かつ正確な資料、情報に基づき、自主的に適任者の選考に関する判断を行うことが可能となるよう、例えばこの機関に対して任官希望者にかかわる人事情報の収集提供等を行う下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである」と書いた上、「なお後記3の裁判官の人事制度の見直しに掲げた仕組みによる選考対象裁判官に係る評価については、同機関による選考のための判断資料としても活用されるものとする」と、つまり裁判所の行うべき人事評価についての資料というものを十分考慮しなさいということはこの意見書は言っているわけでありまして、最高裁から出した人事評価はそもそも信用できないという前提には立っていないというふうに考えざるを得ないと思います。

【松尾委員】私はそういうことを言っているわけじゃない。

【竹崎委員】ご趣旨はわかりましたけれども、審議会意見書に従えば、今この図面に示されたもので十分その要請にこたえていると考えられると思います。

【北野委員】この委員会の要請ということで私は具体的に考えてみたのですが、特別に要請をしたという人だけ審査すると、情報提供も含めてであります、そういうことになりますと、候補者の個々について、この人は疑いあり、限りなく問題ありということ審査の段階から委員会が自白しているように思うのであります。そういったしますと、そのような審査のあり方が果たして正しいのかどうかということにつながってこようか

と思います。したがって、私は松尾委員が言われるように、地域委員会がとにかく第1番目に提出されたすべての情報を受けて審査する能力を持つべきだと思います。

そして、指名諮問委員会はその提出資料と地域委員会の報告書をもって、総合的に判断する場所ではないかなと思うわけであります。その上で、さらに足りない資料があれば追加を要請する。あるいはさらに調査する必要があるれば、地域委員会に再度差し戻す、こういう形にしなければ、最初から区別、差別をした形の審査になっていくのではないかと危惧するところであります。

【堀野委員】私は縦に走っている2.)の矢印のところの問題、つまり「重点審議すべき対象者につき要請」というこの上下の行き来の問題ですけれども、重点審議の対象者は最終的に絞られていくということは、これは当然だと思います。しかし、これは私はプロセスだと思うんですね。ある段階、この中央の委員会が諮問を受けて、いきなりすぐ2、3日で重点審議の対象を絞っちゃった。それについてとりあえず調べてくれという問題ではなくて、重点審議の対象者というのは、地方との協働関係の中でだんだんと絞られてくるものだというふうに思うので、この中央の委員会がAの資料に基づいて検討するのも、そしてまた地方の委員会がすべての希望者についての名簿を受けて、そして独自の調査をやって、地方の委員会の目から見てもう少し重点審査した方がいいという人を見つけ出すこともできるだろうと、その情報の交換の中で最終的には中央の委員会が重点の絞りを終えていくという、そういうプロセスの問題だろうというふうに考えてはいるんですけれども、問題は地方の委員会が余りにも少ない資料で、ただ名簿だけでやれるのかなというのは松尾委員のおっしゃる点において私も疑問があるということです。

【遠藤委員長】まだまだ手を挙げていらっしゃる方もいらっしゃいますし、ご発言された方がいい方がおられるんだろうと思いますが、時間の関係がありますから、私の理解をちょっと申し上げてみたいと思うんですが、このイメージ図はこれはお互いの共通認識を築き上げるという形で提供していただいたわけで、要綱案にこれを全部盛り込むという、そういう性質のものではないわけですね。現実的にこのイメージ図を見て私思うに、要は堀野委員がおっしゃったように、中央の委員会と地域委員会との連携プレーとい

うことに尽きるんだろうと思うんですね。

地域委員会は地元密着型でございますから、私は、独自に地域委員会が調査できるのかどうか、その端緒がどうなるのか、これが大変気になっていたわけですが、このイメージ図によれば任官希望者全員の名簿が提供されると、そうすると地域密着型の地域委員会とすれば、その名簿を見ればこの人はちょっと問題だと、調べてみよう。独自の調査ができるわけですから、独自の調査をしていただいて、上に上げていただければ、上の方は全く全国的な視野で名簿がどかんと来て資料が来るわけですから、気がつかないようなケースについて、むしろ下からの逆流現象によって、この人はいわゆるコントラバーシャルケースといいますが、慎重にチェックしなければならないということになると思われま。もっとも、下部機関が独自に調査することができると言ってみても、最終的には竹崎委員がおっしゃったように、指名について最終的に審議をして意見を答申するというのは中央委員会であり、改革審の意見も下部の組織の活用の仕方というものは第1次審査を下部のここと言えば地域委員会に与えようということを考えているわけではないような気がいたしますので、基本的には私は運用の問題なのかなという感じがしております。

そこで、このイメージ図については要綱案そのものに具体的にどうしろ、こうしろということではございませんので、新しく立ち上げられる委員会の方で恐らく試行錯誤しながら、特に中央委員会と地域委員会との連携プレーのもとに、この具体的な答申ということが築き上げられてくるのかなというふうな感じがしております。

決して松尾委員がおっしゃっていることを私は頭から否定するつもりは全くございません。貴重なご提言だと思いますが、この点についてこれ以上余り時間を費やしてしまっても困ると思しますので、先ほどの要綱案の5ページの真ん中辺の星印が2つございますが、1つは地域委員会に対してどの範囲の指名候補者に関する情報収集を求めるかと、これは個別具体的に委員会が選択した指名候補者のみに絞るということではなくて、名簿を渡すわけですから、それで地域委員会の方では独自に調査できるわけですから、このところは管内に所属する希望者については全員情報収集をしていただくという方向で理解してよいと思います。

2番目の星印については、私はどう見ても地域委員会が第1次的な審査を行うべきと

いうことは、これは改革審の意見からも大きくずれているのかなというふうな感じがしておりますので、きょうの段階で要綱案の取りまとめとしてはこの11番に書いておるとおり、所掌事務等については情報収集して取りまとめ、それからこの取りまとめた内容を委員会に報告する。それから、地域委員会もこれは委員会である以上は単なる事務局ではございませんので、前回申し上げたように、何らかの意見がまとめられるとすれば、報告に当たって必要な意見を付することができる、こういう基本的な所掌事務を掲げておけば、必要にしてかつ十分なのかなという感じを抱いております。ご異論もおありになるうかと思いますが、あとは運用の問題として、もちろん新委員会でも今日あたりいろいろな方々からご発言いただいたことを踏まえながら、どのようにして運用していくかということが議論されるんだらうと思いますが、そういう形で原案どおりご承認いただければありがたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

【宮本委員】そうしますと、5ページの11の(2)の上の星印については、指名候補者全員が対象となると、でなければ委員長ご指摘のように「必要に応じて独自の調査」は不可能なわけですから。そこで、指名候補者全員が対象となるということは要綱に書かれることになるのでしょうか、それは書かれなくても当然ということですか。

【遠藤委員長】これは、任官希望者全員の名簿を下部の地域委員会の方に提供するわけですから、独自の調査もすることができるというこのイメージ、概念図どおりであるとすれば、それを要綱案に明記するか、あるいは確認事項にとどめるか、あるいはそこまで必要性がないという議論になるのか、そこはお互い少し考えなければいけない問題かもしれませんね。

例えば、確認事項でそのところを明記しておくところあたりではぐあい悪いですかね。管内の希望者全員についてできるということと、中央の委員会から要請がなくても、独自に調査をすることができるということを確認事項に明記しておく程度ではいかがでしょうか。

【宮本委員】私の案では、全員を対象とすると要綱案に入れてみたんですけども、それは確認でも構わないと思います。

それから、もう一つ、今のことを前提としますと、イメージ図の真ん中の今議論になっていた「重点審議すべき対象者につき要請」というのは不必要になると思いますけれ

ども、それはそれでいいでしょうか。

【遠藤委員長】これこそまさに運用の問題じゃないでしょうか。ここにははっきりこう書いていますから、何か限定されるのかという反論がどうしても出てきやすいんですが、必ずしもそういう趣旨ではないような気がします。

【小池幹事】先ほど堀野委員からもお話がありましたように、この委員会がどういう作業をしていくかといいますと、任官希望者が、例えば100人いますね。最初の絞りのところでは重点審議が必要となりそうな者は30人ぐらいかもしれないけれども、いろいろ調べていくうちに、例えば6月から出発しても徐々に時系列の中でだんだんコントラバーシャルなケースというのは絞られてくるんだと思うんですね。その間にいろいろやりとりがあるわけで、これはこの道筋が1本というわけではないわけですね。一本勝負というのではなくて、まさに先ほど委員長のおっしゃられたキャッチボールという問題だと思います。

そういう意味で、潜在的にみんなを対象に動くというのは当然のことであるし、それから必要に応じてやるということも当然で、それをむしろすべてというふうに必ずやらなきゃいけないとなると、非常に形式的な形になるのではないかと、そこまで規定するよりはむしろそういう趣旨だという確認事項の世界ではないかと思えます。

【遠藤委員長】それでは、このところは大変恐縮ですが、準備会の方で今それぞれの委員がおっしゃった点を踏まえて、何とか確認事項でできるだけ折り込むような形で工夫していただいて、確認事項案という、この問題じゃなくてほかに幾つかあるわけですけども、そのペーパーを事前に配布して、次回に最終委員会で確認事項についてはもう一回ご検討いただく。これはぜひとも要綱案に格上げしてもらいたいとか、こういうご議論も当然出てくるとは思いますが、そういうご議論も最終回でやっていただくという含みでよろしいでしょうか。

【宮本委員】私は重点審査主義を当初から主張しているので、プロセスとして重点審査というのは全く異論がないんですが、ここに書いてあるのは「重点審議すべき対象者につき要請」となっているので、違いますから、これを改めるように起草委員会で考えていただきたいと思えます。

【遠藤委員長】その点もあわせ、そういうことで確認事項案をつくっていただくというこ

とで、基本的には原案どおりでご承認いただくということで進行させてください。

【松尾委員】このイメージ図の「必要に応じて独自の調査」というのを地域委員会のところで書いてありますが、今度出していただくのに盛り込んでいただきたい内容は、独自の調査をするに足る資料が判断材料として地域委員会にあるということが前提になりますから、その点はよくお考えいただきたいということが第1点です。

それから、第2点はこの地域委員会が数名で構成するわけで、24時間とか年間を通じて置かれて活動する組織とはイメージされてませんから、その地域委員会で調査ができるんだという実質的な内容をそれもまた我々にわかるように次の機会に示していただきたい。この2点です。

【遠藤委員長】それは頭に置いてちょっと工夫してみてください。

それから、12番目の地域委員会の組織、準備会の提案では5人程度でどうかということですが、この点はいかがでございましょうか。

【長谷川裕子委員】5人ということは3プラス2ということでしょうか。

【遠藤委員長】法曹三者1, 1, 1ということになると3プラス2になりますね。

【長谷川裕子委員】私がずっと主張しているとおり、法曹三者よりも常に他のグループが1人でも多くということになれば、私の案は3プラス4の7なんですけれども。

【中田委員】指名の適否を決める権限を有する中央の委員会は、法曹三者よりその他が多い11名ということになっているのなら、下部組織の地域委員会はそこまでこだわる必要はないのではないかと思います。私は、情報収集を主に行う下部組織である地域委員会は、法曹三者3人とその他2人の合計5人とするのが相当であると思います。そして、法曹三者のうちの裁判官は高等裁判所長官、それから検事は高等検察庁の検事長がふさわしいと思います。なぜかといいますと、管内をすべて見回し、情報を一番得やすい立場におられる方だからです。

【龍岡委員】人数の点ですけれども、通常は5人なり、今7人という案もありましたけれども、それはそれでよろしいんですけれども、例えば東京のようなところだと、恐らく任官希望者というのは非常に多くなるのではないかと。先ほどのように、情報収集についてかなり広くやることになると、5人なり7人で対応できるかどうかという問題が若干あるのかなと思います。例えば、簡裁判事の推薦委員会は、通常の庁では確か

8人ではないかと思うんですけれども、東京の場合は12人でということになっています。これは規則でそういう規定があるわけですが、そういう意味で、どういう情報収集等を下部組織がやるかにもかかってくるんですが、それによっては東京などの場合は多少多めに置いてもらう方が、機能的にはよろしいのではないかというふうに思います。そういう点も問題点として指摘しておきたいと思います。

【遠藤委員長】問題点は2つございまして、1つは今、長谷川委員からご発言があったように、5人では法曹三者と学識経験者とのバランスを考えた場合に具合が悪いのではないかと、7人というご提案があったんですが、それに賛成だという方、もしいらっしゃったらご発言いただきたいと思いますが。

【堀野委員】私は先ほど中央の委員会について申し上げた見解との整合性で、3と4と、私の主張はそうならざるを得ないんです。

それで、大きなところについては、9人ないし11人は必要だなという感じはしてますけれども、7人以上ということにならざるを得ないので、これは意見としてとどめておいていただきたいと思います。

【宮本委員】私も、7人を基本にして、あとは東京、大阪など、大きいところでは増やすということです。

【遠藤委員長】今、お三方から7人というお説が出されたわけですが、整合性ということからすると、堀野委員や宮本委員がおっしゃる、あるいは長谷川委員がおっしゃることはよく理解できるんですが、ただ最終的に諮問に対して答申をするのは中央委員会であって、下部の委員会、地域委員会は若干中央委員会とは異質なものでございますので、整合性ということは必ずしも私は個人的にはこだわらなくていいのかなと、5人ぐらいが妥当なのかなというふうに私個人としては思っているんですが、多くの方々は5人ということでご賛同いただけるようであれば、原案どおり5人ということに確定させていただきたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

7人説を唱えている方はそれでいいとは言えないと思うんですが、大勢はどうも5人のようでございますので。

【磯村委員】私は先ほど法曹が多くてもいいのではないかという意見だったんですが、個々の地域委員会の所掌事務として必要な意見を付することができるという部分が

あります。そうすると、その意見形成のときに先ほどの議論と食い違うところが出てくるのではないかという懸念がありますので、先ほどの委員会の議論を踏まえると、3対4というのは一つのロジックかなと思います。

【遠藤委員長】私は委員会の質が違うので、整合性には余りこだわらなくていいんじゃないかと軽く申し上げたわけですが、決してそんなものじゃないと、意見を付することができるとなると、整合性は考えなければならないと、大変厳しいごもっともなご指摘のようではありますが、ただ中央委員会と地域の委員会は性格、質が違うことは事実なので、3人が4人にふえたわけですが、あとの方は5人ということによろしいというふうに受けとめていいんでしょうかね。

そうであればこれは大変恐縮ですが、5人ということを取りまとめさせていただいて、もう一つはこれは現実問題としてはなるほど十分留意しなければならないのかなと、特に東京地裁の所長であられる龍岡委員からご発言があったわけですが、裁判所もそうですし、弁護士会もそうですし、それから私は法律扶助協会の仕事をやっているんですが、この関東地区というのは断トツなんですね。そういう意味から見て、例えば東京管内とか大阪管内あたりを5人で絞って、北海道や四国を例に出して申しわけないけれども、それと同じ人数でいいというふうな歯どめをかけるよりは、若干弾力的な対応を示しておいた方がいいのかなというふうに私は個人的には考えるんですが、幹事の方はどういうふうにお考えですか。

【小池幹事】ここは、磯村委員からもそういうご意見がございましたので、案をつくりたいと思います。

【遠藤委員長】ちょっとそのところは工夫させていただいて、弾力的に対応できるような組織を次回最終委員会に提示させていただくということで。

【戸松委員】地域委員会が5人というのは、5人の意見をまとめると、5人から意見が具申されるという、その形は全国に均等であるべきだと思います。東京でそういうことでしたら、第1部会とか第2委員会とか、5人、5人の2つを設けるとか、そういうことも考えていただいた方がいいんじゃないか、それはまずいいんでしょうか。

【遠藤委員長】例えば一般は5人と、東京が7人になるか何人になるかわかりませんが、7人なら7人となった場合に、東京だけが7人で意見をつけるというのはおかしい

という、そういうご趣旨ですか。これは委員会が7人となれば、委員会としての意見は7人でまとめていただくよりしようがないんじゃないですか。

【戸松委員】7人だから、大勢の人間の候補者の問題についてチェックできるという問題じゃないんじゃないかという気がするんです。

【遠藤委員長】手分けをして、数をふやすというのは、数が多いから手分けをしてやっていただくという前提で数をふやしたに過ぎないから、意見を付する場合の意見は5人なら5人という他の地区の委員と同じ数で意見を出してほしいと、こういう意味でしょうか。

【戸松委員】5人のものが7人になると、もっと大変になるんじゃないかと。

【遠藤委員長】意見を付する場合に。

【戸松委員】ええ。それは機能的に規模が大きくなるということは。

【長谷川裕子委員】5人だと3対2ですよ。法曹三者3にそうでない人が2ですよ。7人になったときはどんなふうになるんですか。だから、人数を5人と決めたらどこでも5人なんですよ。だから、それはあるところでは7人で、そのときの構成比はどうなるのかと、5人のときと違うわけですよ。そういうのは私はちょっとおかしいと思います。

【遠藤委員長】他の地域委員会は5人と、これは法曹三者が3人で外部委員が2人で意見を付するのに、たまたま東京が7人となると、その比率割合がどうなるかということとは、それは確定しているわけじゃないけれども、おおむね法曹三者が3人で外部委員が4人で、それで意見をつけられるとすると、ほかの地域の委員会の答申と出っ張り、引っ張りは確かに出てくるんですね。そういう点からすると、戸松委員も今、長谷川委員がおっしゃったような含みを念頭に置いてのご発言だったわけですか。

【戸松委員】そうです。人数が変わると質が変わるんじゃないか、全国的に均等性がなくなるという、そういうイメージも抱かれると。

【遠藤委員長】お話を伺ってみると、なるほどなとは思いますが、なかなかそれは委員会が7人で、それではそのうち5人だけの意見というのはどういうふうにして、増やした分はカットするということなんでしょうか。

【竹崎委員】それは調査を行う人間の数を増やし、最終の判定は5人と。だから、委員の下の機関を何か設ける工夫が要るんじゃないか。多分、そういうご指摘なんだろう

と思います。

【遠藤委員長】5人というのは全国均一、同じにして、例えば東京や大阪みたいな多いところは、委員外の調査活動に従事する名称をどうするかは別として、実際その手当てをすればいいじゃないかと、こういうことなんじゃないかな。

言われてみると、なるほどもっともな側面がございますので、大変恐縮です。時間の関係もありますので、今日のご意見を踏まえて少し準備会の方でどういうふうな妙案が出てくるかわかりませんが、少し考えさせてください。

それから、13番目の地域委員の任命、14番目の任期、15番目の委員長、16番目の議事、これらは中央の委員会と同じように多分にテクニカルな側面を持っておりますので、これは特にご異論がなければこのとおりまとめさせていただきたいと思うんですが、ただ1つ6ページの一番上段にあるこれは私ももっともなご提案かなというふうに受けとめているわけですが、地域委員会の委員は私は地域密着型ということをしほど来申し上げているわけですが、せっかく地域に置かれる委員会なんですから、当該高裁管轄区域内に居住または執務する者であることを明らかにしてはどうかと、私はなるほどもっともだなと思うんですが、いかがでしょうか、これはご賛成いただけるということによろしいですね。

この後先ほどの13番、14番、15番、16番まで含めてこれはよろしゅうございますね。あと17番の地域委員会の権限があるんですが、これも相当ご議論いただかなければならないことなんですが、先ほどの中央委員会と同じような問題がありますので、準備会の方で少し検討させていただいて、事前に資料を配付していただいて、次回最終委員会で一括してご議論いただくということにさせていただきます。

18番の庶務、これは準備会の提案としては、委員会の庶務は最高裁判所事務総局、地域委員会は高裁の事務局で処理するというご提案させていただいたわけですが、これについてはいかがでございましょうか。

【宮本委員】私の「意見」に書いたところを述べさせていただきます。4ページの一番最後です。つまり委員会としての公正、中立性を内外にわたって明らかにするために、その意味では公正らしさを保持しなければならないという立場から、事務局をつくっておくべきだと思います。

【中田委員】私は新しい事務局を設ける必要はないという意見です。その理由は委員会における関連業務の内容とか事務量等を勘案してやらなければいけないと思うのですが、業務の内容は庶務的なもので業務量も少ないと思うからです。国の機関は整理、削減される方向にあるのに事務局を新たにつくるといのは、そのような流れに反するわけでございます。

宮本委員から公正さ云々のご指摘がございましたけれども、最高裁であれば人事局はやめて、秘書課や総務局に、高裁であれば人事課はやめて総務課に庶務を担当させるということにすれば足りるのではないかと思います。

【宮本委員】今のご意見はもっともですけれども、事務局を設けなかった場合に、その委員会、例えば地域委員会の事務を行う職員が高裁事務局長の指揮を受け、総務課長の指揮を受けるという関係は脱せられないわけです。ですから、その委員会なり地域委員会の事務を行う限りでは、最高裁、あるいは高裁の指揮命令とは一応別になるという、そういう外観が必要だという意見であります。外部の人が見て、委員会の仕事は事務局長の指揮下にあるではないかということになると、いかにも奇妙な感じになると思います。

【龍岡委員】委員会自体が客観的に審議をされるという組織になっているとすれば、事務部門といってもこれはほとんど庶務的なこと、機械的な作業を司ることになると思います。そういう意味で、今、宮本委員の言われたようなご懸念は、先ほどの中田委員のような考え方であったとしても、ほとんど問題ないのではないかと思います。

【遠藤委員長】私も中田委員や龍岡委員のおっしゃることはよくわかるんですが、この委員会の特殊性といえますか、特に改革審がしきりに繰り返し、繰り返し透明性、客観性の保持と、公正性という言葉も使っておりますが、よく裁判官は名実ともに公正でなければならないと同時に公正らしさを維持することが大事であるということも言われていると同じように、でき得るものであれば私は事務局も独立した方がいいというふうに実は終始一貫思っていました。ところがこの間、幹事の方からる私は役所のこととは全然知らないものですから、事務局を一つつくり上げる場合の現実的な問題ということ伺ってみると、なるほどそうなのかなという感じに大分傾いてきたんですが、小池幹事の方からそのところをかいつまんでご説明いただけませんか。

【小池幹事】組織をつくるときには、どれだけの事務の内容と量があるかというところでつくっていくことになります。確かに、いろいろな組織がありますけれども、こういう年じゅう開いているわけじゃなくて、非常勤的なところにもし、事務局というものをつくりますと、事務局の下には総務課とか何とか課というのをつくることになる。事務局まで大きくなって課というふうになりますと、総務課ということで課長さんを置くんですが、行政庁ではそうなりますと、課長に伴うポストが要りますので、何級相当のポストをつくるということになります。そうしますと、今非常に国家機関はスリム化しなきゃいけないというところに最高裁に1つ、それから各高裁に8つのセクションをつくるという作業になりますので、そういうことはなかなか適当でないだろうと。

實際上、例えば今鑑定に関する委員会というのが最高裁にあるんですが、これは何回も開きますが、その庶務は最高裁の民事局が行うと、それは全く庶務的業務でございませう。コピーをとったりとか、委員会の仰せに従っていろいろな照会をするということとございませうので、それが今のちょっと流れでございませうので、そういうことを今、委員長に申し上げたわけとございませう。

【松尾委員】今の点でございませうが、やり方として確かに今の日本全体の組織だと、新しい組織と新しい人を集めるというのは、これは大変なことで事実上難しいと思うんです。ただ、確かに年間を通じて相当量の事務があるわけじゃないですから、必要なときだけ例えば総務局でもどこでもいいですが、事務官を併任した形で省力化を図るということはある得るんです。ですから、そういうことも含めて、もう一度ご検討いただいたらどうかと思います。私は委員長がおっしゃったように、委員長が前段でおっしゃったこれだけの委員会を設けるわけですから、事務局もその委員会に付記した形をつくる必要があるだろうと。ただ、実際にそこで日常的には最高裁の職員として働いている人が事務局に併任されて、2つの顔を持つということはある得ると思うんです。それは十分に可能だろうと思います。ですから、もう一度そういった点も含めてご検討いただいて、また次回にでもやったらいいと思います。

【遠藤委員長】松尾委員のご発言は、多年にわたって役所におられた方のご発言でございませうので、私みたいな素人の発言とは違うわけで、その点を十分ご意見として考慮させていただきながら、準備会でそういう方法が可能かどうかということも検討し

ていただきたいと思います。ただ最悪の場合はあるいは原案どおりにさせていただいた上で、先ほど中田委員がご指摘のとおり、それにしても人事局がストレートでこの事務局に關与するというのはいかにも具合が悪いように思われますので、秘書課がいいのか、総務局がいいのか、よくわかりませんが、時と場合によっては確認事項でそういうところあたりを盛り込んでいただいて、ご理解を得るような工夫をさせていただくということにしたいと思います。

19番目のその他、この要綱案に定めるもののほか、議事の手続、その他委員会の運営に關し必要な事項は委員長が委員会に諮って決めると。ただし、地域委員会にかかわるものについては地域委員会に諮って決めると。選任基準、手続、スケジュール等の明示の方法については、その他委員会の運営に關し必要な事項として今後委員会において最高裁と調整しながら検討することでどうかということでございますので、これは恐らくご異論はなからうかと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

最後に、規則か法律かという問題が残っておるんですが、これは第1回のときから意見集約はしておりませんが、私も基本的には戸松委員がおっしゃるとおり、憲法上1つは最高裁判所に下級審の裁判官の指名権限が明確に与えられているということ、それからもう1つ大事なことは言うまでもなく、最高裁判所に規則制定権が認められていることです。さらにまた、司法の独立という観点から見れば、法律でこれを定めるよりは規則で定めた方が合理的のように思われます。もちろんあくまでも法律で定めるべきであるというご意見があるかもしれませんが、あるいは宮本委員や堀野委員のおっしゃるように、何もすべからず規則で決めると言っているわけではなく、根幹部分だけでも法律で定めるべきであるというご意見も私は十分傾聴に値する議論だろうとは思いますが、この際規則でまとめさせていただくということでご了解いただければありがたいと思うんですが。

【堀野委員】設置の根拠は法律でというのが私の意見です。

【遠藤委員長】もちろんこれは明確に議事録に宮本委員や堀野委員のご意見をまとめておきたいと思います。しかし、大方のご意見は規則でよいというご意見のように思われます。したがって、この際宮本委員や堀野委員まで含めて全員一致で規則で

いいというふうな取りまとめをするつもりは毛頭ございませんが、このような方向で決着をつけさせていただきたいと思います。よろしゅうございますね。

それでは、これで19項目、規則か法律かまで含めると20項目全部について、積み残しの問題もないわけではなかったんですが、一通りの議論が出たのではないかと考えております。

次回12月24日の最終回には、先ほど申し上げたような準備会の検討事項等々もごらんになった上で、皆さん方に要綱案を最終的に確定をさせていただくということにさせていただきたいと思います。

それから、もう一つ大事なのは確認事項ですね。本当は確認事項にどれとどれとどれをぜひ入れてほしいというところまでご議論いただきたかったんですが、きょうの議論の中で要綱案には盛り込めなかったけれども、私も委員長として準備会の方に遠慮なくこれだけはぜひ入れてもらいたいというふうに思っている点があれば言いたいと思います。とにかく確認事項のペーパーをつくっていただいて、それはちょっと入れ過ぎであるとか、あるいはこれは足りないとか、こういうご議論が出てくるだろうと思いますが、それもあわせ次回最終期日に詰めさせていただきたいと思います。

そこで、今後の予定でございますが、幹事の方からご説明いただけますか。

【中山幹事】 前回もご説明させていただきましたけれども、現在ご審議いただいております裁判官の指名過程に關与する機関の設置という問題のほかに、裁判所運営に国民の意見を反映させることが可能となる仕組みという問題につきましても、当委員会でご審議いただきたいと考えております。現在、家庭裁判所には法曹三者、学識経験者等から構成される家庭裁判所委員会が置かれており、家庭裁判所の運営全般についてご意見をいただいているわけですが、最高裁ではこのような仕組みを地方裁判所についても設けるため、最高裁規則を制定することを検討しているところでございます。

また、審議会意見では、司法研修所の運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきであるとされております。最高裁では、この意見を受け、司法研修所の運営について、法曹三者や裁判所外の学識経験者からご意見をいただくための仕

組みを設けるための最高裁規則をあわせて制定することを検討しているところでございます。

そこで、裁判官指名諮問委員会についての要綱案の答申をいただきました後に、引き続きこの2点について審議していただくことを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【遠藤委員長】本日は4時半の終了予定時刻が委員長の不手際により1時間以上も延びてしまい、まことに申しわけございませんでした。

次回は12月24日、午後1時半、当会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたってありがとうございました。